



福岡医発第2926号(拘)

平成27年 1月29日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の施行等について（施行通知）」等について

標記の件につきまして、日本医師会ならびに福岡県保健医療介護部長を通じて周知方依頼がありました。

改正の概要については下記のとおりですが、詳細については別紙をご参照下さい。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしく願いいたします。

記

【概 要】

1. 改正感染症法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

(1) 鳥インフルエンザ（H7N9）及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の廃止。

(2) 感染症法施行令の一部改正

ア 特定鳥インフルエンザの病原体の血清型は、H5N1及びH7N9とすること。

イ 三種病原体等である結核菌が耐性を有する薬剤は、以下の薬剤とすること。

オフロキサシン、ガチフロキサシン、シプロフロキサシン、スパルフロキサシン、フロキサシン又はレボフロキサシン、アミカシン、カナマイシン又はカプレオマイシン

ウ 4種病原体等であるインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスの血清型は、H2N2、H5N1、H7N7及びH7N9とすること。

エ 疑似症患者を患者とみなす感染症に中東呼吸器症候群（MERS）及び鳥インフルエンザ（H7N9）を追加すること。

オ 獣医師の届出の対象に、鳥インフルエンザ（H7N9）について鳥類に属する動物、中東呼吸器症候群についてヒトコブラクダを追加すること。

2. 改正感染症法の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

(1) 関係省令の廃止

鳥インフルエンザ(H7N9)を指定感染種として定める等の政令の施行に伴う感染症法施行規則の準用に関する省令及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の規定による感染症法施行規則の規定のお準用についての読替えに関する省令の廃止。

(2) 感染症法施行規則の一部改正

特定鳥インフルエンザ及び中東呼吸器症候群の患者に対して就業制限を行う場合の対象業務及びその期間を定めること。

3. 上記1、2に伴う感染症発生動向調査事業実施要綱及び福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱の改正

4. 感染症法に基づく届出の基準等の改正

- (1) 二類感染症である重症呼吸器症候群の名称及び「定義」の表現の適正化等を行うこと。
- (2) 二類感染症に中東呼吸器症候群(MERS)及び鳥インフルエンザ(H7N9)を追加すること。
- (3) 四類感染症のデング熱の届出基準について検査方法の適正化を行い、「デング熱発生届」において同様の改正を行うこと。

5. 中東呼吸器症候群(MERS)及び鳥インフルエンザA(H7N9)の二類感染症への追加後の対応

- ・上記改正後においても、MERS又は鳥インフルエンザA(H7N9)に感染した疑いのある患者が発生した場合における標準的な対応に変更はないこと。

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の施行等について（施行通知）」等について

標記の件につきまして、厚生労働省より本会宛周知方依頼がまいりました。

本件の概要は下記のとおりであります。なお、詳細については添付通知をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

概要

1. 改正感染症法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

(1) 関係政令の廃止

鳥インフルエンザ（H7N9）及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の廃止。

(2) 感染症法施行令の一部改正

ア 特定鳥インフルエンザの病原体の血清亜型は、H5N1及びH7N9とすること。

イ 三種病原体等である結核菌が耐性を有する薬剤は、以下の薬剤とすること。
オフロキサシン、ガチフロキサシン、シプロフロキサシン、スパルフロキサシン、モキシフロキサシン又はレボフロキサシン、アミカシン、カナマイシン又はカプレオマイシン

ウ 四種病原体等であるインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスの血清亜型は、H2N2、H5N1、H7N7及びH7N9とすること。

エ 疑似症患者を患者とみなす感染症に中東呼吸器症候群（MERS）及び鳥インフルエンザ（H7N9）を追加すること。

オ 獣医師の届出の対象に、鳥インフルエンザ（H7N9）について鳥類に属する動物、中東呼吸器症候群についてヒトコブラクダを追加すること。

2. 改正感染症法の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

(1) 関係省令の廃止

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴

う感染症法施行規則の準用に関する省令及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の規定による感染法施行規則の規定の準用についての読替えに関する省令の廃止。

(2) 感染症法施行規則の一部改正

特定鳥インフルエンザ及び中東呼吸器症候群の患者に対して就業制限を行う場合の対象業務及びその期間を定めること。

3. 上記1、2に伴う感染症発生動向調査事業実施要綱の改正

4. 感染症法に基づく届出の基準等の改正

- (1) 二類感染症である重症急性呼吸器症候群の名称及び「定義」の表現の適正化等を行うこと。
- (2) 二類感染症に中東呼吸器症候群（MERS）及び鳥インフルエンザ（H7N9）を追加すること。
- (3) 四類感染症のデング熱の届出基準について、検査方法の適正化を行い、「デング熱発生届」において同様の改正を行うこと。

5. 中東呼吸器症候群（MERS）及び鳥インフルエンザA（H7N9）の二類感染症への追加後の対応

- ・上記改正後においても、MERS又は鳥インフルエンザA（H7N9）に感染した疑いのある患者が発生した場合における標準的な対応に変更はないこと。

健発 0 1 2 1 第 1 号

平成 27 年 1 月 2 1 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の施行等について（施行通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 27 年政令第 1 号。以下「整備等政令」という。）については、平成 27 年 1 月 9 日に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 8 号。以下「整備等省令」という。）については、本日、別紙 1 のとおり公布されたところである。これらの改正の概要は、下記のとおりである。

また、整備等政令及び整備等省令の施行に伴い、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について」（平成 11 年 3 月 19 日付け健医発 0319 第 458 号厚生省保健医療局長通知）の別添「感染症発生動向調査事業実施要綱」の一部を別紙 2 のとおり改正し、本日から適用することとした。

加えて、平成 25 年 4 月 26 日付け健発 0426 第 19 号厚生労働省健康局長通知「鳥インフルエンザ（H 7 N 9）を指定感染症として定める等の政令の施行等について」及び平成 26 年 7 月 16 日付け健発 0716 第 17 号厚生労働省健康局長通知「中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の施行等について」は、本日をもって廃止する。

貴職におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知においては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の

一部を改正する法律（平成 26 年法律第 115 号。以下「改正法」という。）による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）を「法」と、整備等政令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成 10 年政令第 420 号）を「令」と略称する。

記

第一 整備等政令の概要

1 改正の趣旨

改正法の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整備を行う。

2 概要

(1) 関係政令の廃止

鳥インフルエンザ（H七N九）を指定感染症として定める等の政令（平成 25 年政令第 129 号）及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成 26 年政令第 256 号）は、廃止すること。（整備等政令第 1 条関係）

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正（整備等政令第 2 条関係）

ア 特定鳥インフルエンザの病原体の血清亜型は、H五N一及びH七N九とすること。（令第 1 条関係）

イ 三種病原体等であるマイコバクテリウム属ツベルクローシス（別名結核菌）が耐性を有する薬剤は、(ア)に掲げる薬剤及び(イ)に掲げる薬剤とすること。（令第 1 条の 4 関係）

(ア) オフロキサシン、ガチフロキサシン、シプロフロキサシン、スパルフロキサシン、モキシフロキサシン又はレボフロキサシン

(イ) アミカシン、カナマイシン又はカプレオマイシン

ウ 四種病原体等であるインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスの血清亜型は、H二N二、H五N一、H七N七及びH七N九とすること。（令第 2 条の 2 関係）

エ 疑似症患者を患者とみなす感染症に中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。以下同じ。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H七N九であるものに限る。以下「鳥インフルエンザ（H七N九）」という。）を追加すること。（令第 4 条関係）

オ 獣医師の届出の対象として、鳥インフルエンザ（H七N九）について鳥類に属

する動物を、中東呼吸器症候群についてヒトコブラクダを、それぞれ追加すること。(令第5条関係)

(3) その他関係政令の一部改正

沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和 47 年政令第 108 号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）について、所要の改正を行うこと。（整備等政令第 3 条関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日

整備等政令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行すること。ただし、次の改正規定については各々に定める日から施行すること。（整備等政令附則第 1 条関係）

ア 2 の(1)及び2 の(2)（イを除く。） 改正法の公布の日から起算して2月を経過した日

イ 2 の(2)のイ 改正法の公布の日から起算して6月を経過した日

(2) 経過措置等

整備等政令の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の改正を行うこと。（整備等政令附則第 2 条から第 5 条まで関係）

第二 整備等省令の概要

1 改正の趣旨

改正法の一部規定の施行に伴い、関係省令について所要の規定の整備を行う。

2 概要

(1) 関係省令の廃止

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令（平成 25 年厚生労働省令第 62 号）及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読替えに関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 81 号）は、廃止すること。（整備等省令第 1 条関係）

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正

特定鳥インフルエンザ及び中東呼吸器症候群の患者に対して就業制限を行う場合の対象業務及びその期間を定めること。（整備等省令第 2 条関係）

2 施行規則

整備等省令は、改正法の公布の日から起算して2月を経過した日から施行すること。

(整備等省令附則関係)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十七年一月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十五号）の施行に伴い、並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号、第二十二項第二号及び第二十三項第一号、第八條第一項、第十三條第一項並びに第六十六條、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第百條第十項並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）第九十一條第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の廃止）

第一条 次に掲げる政令は、廃止する。

一 鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成二十五年政令第百二十九号）

二 中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成二十六年政令第百五十六号）

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正）

第二条

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。
第一条の二を第一条の三とする。

第一条中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）を「法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。
（特定鳥インフルエンザの病原体の血清型）

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六條第三項第六号の政令で定める血清型は、次に掲げるものとする。

- 一 H5N1
- 二 H7N9

第二条の前に次の一条を加える。
（三種病原体等の結核菌が耐性を有する薬剤）

第一条の四 法第六條第二十二項第二号の政令で定める薬剤は、第一号に掲げる薬剤及び第二号に掲げる薬剤とする。

- 一 オフロキサシン、ガチフロキサシン、シプロフロキサシン、スバルフロキサシン、モキシフロキサシン又はレボフロキサシン
- 二 アミカシン、カナマイシン又はカプレオマイシン

第二条の次に次の一条を加える。
（四種病原体等であるインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスの血清型）

第二条の二 法第六條第二十三項第一号の政令で定める血清型は、次に掲げるものとする。

- 一 H2N2
- 二 H5N1
- 三 H7N7
- 四 H7N9

第三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。
第四条を次のように改める。

第四条 法第八條第一項の政令で定める二類感染症は、次に掲げるものとする。
（疑似症患者を患者とみなす感染症）

第四条

重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）

三 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）

四 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスであつてその血清型がH5N1又はH7N9であるものに限る。次条第九号において「鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）」という。）

第五号第九号中「鳥インフルエンザ（H5N1）」を「鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）」に改め、同条に次の一号を加える。

十一 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。） ヒトコブラクダ（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第三條 次に掲げる政令の規定中「第十四条第二項」の下に、「第十四条の二第二項」を加える。

一 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）第二十六条第一項第一号

二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十一条第十五号

附 則

（施行期日）

第一條 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定及び第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条から附則第五条までの規定 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（次号において「改正法」という。）

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

二 第二条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第二条の第一条を加える改正規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

（鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴う経過措置）

第二條 前条第一号に掲げる規定の施行の日前に行われた措置に係る鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令第二条第一項において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十八条

（第五号から第九号まで、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）の規定により支弁する費用又は同項において準用する同法第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金については、なお従前の例による。

（中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴う経過措置）

第三條

附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に行われた措置に係る中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十七条（第四号から第六号までを除く。）若しくは第五十八条（第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）の規定により支弁する費用、同令第三条において準用する同法第五十九条若しくは第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金又は同令第三条において準用する同法第六十三条の規定により徴収することができる実費については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四條

附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正）

第五條 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成二十五年政令第二百二十九号）の項及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成二十六年政令第二百五十六号）の項を削る。

内閣総理大臣	安倍	晋三
総務大臣	山本	早苗
厚生労働大臣	塩崎	恭久

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 新旧対照条文
目次

○	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）（抄）（第二条関係）	・ ・ ・ ・ ・	1
○	沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）（抄）（第三条関係）	・ ・ ・ ・ ・	3
○	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）（第四条関係）	・ ・ ・ ・ ・	4
○	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（附則第五条関係）	・ ・ ・ ・ ・	5

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（特定鳥インフルエンザの病原体の血清型） 第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六条第三項第六号の政令で定める血清型は、次に掲げるものとする。 一 H五N一 二 H七N九	（新設） 第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六条第五項第十一号の政令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。 一 三十三 （略）
（四類感染症） 第一条の二 法第六条第五項第十一号の政令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。 一 三十三 （略）	（四類感染症） 第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六条第五項第十一号の政令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。 一 三十三 （略）
（一種病原体等） 第一条の三 （略）	（一種病原体等） 第一条の二 （略）
（三種病原体等の結核菌が耐性を有する薬剤） 第一条の四 法第六条第二十二項第二号の政令で定める薬剤は、第一号に掲げる薬剤及び第二号に掲げる薬剤とする。 一 オフロキサシン、ガチフロキサシン、シプロフロキサシン、ス パルフロキサシン、モキシフロキサシン又はレボフロキサシン 二 アミカシン、カナマイシン又はカプレオマイシン	（新設）
（四種病原体等であるインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスの血清型） 第二条の二 法第六条第二十三項第一号の政令で定める血清型は、次に掲げるものとする。 一 H二N二 二 H五N一	（新設）

三 H七N七
四 H七N九

(四種病原体等)

第三条 法第六条第二十三項第十一号の政令で定める病原体等は、次に掲げるものとする。

(削る)

一・二 (略)

(疑似症患者を患者とみなす感染症)

第四条 法第八条第一項の政令で定める二類感染症は、次に掲げるものとする。

一 結核

二 重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)

三 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)

四 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。次条第九号において「鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9)」という。)

(獣医師の届出)

第五条 法第十三条第一項の政令で定める感染症は、次の各号に掲げる感染症とし、同項に規定する政令で定める動物は、それぞれ当該各号に定める動物とする。

一・八 (略)

九 鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9) 鳥類に属する動物

十 (略)

十一 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSCORONAウイルスであるものに限る。)

ヒトコブラクダ

(四種病原体等)

第三条 法第六条第二十三項第十一号の政令で定める病原体等は、次に掲げるものとする。

一 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH7N9であるもの(新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。))に限る。)

二・三 (略)

(疑似症患者を患者とみなす感染症)

第四条 法第八条第一項の政令で定める二類感染症は、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)

及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。次条第九号において「鳥インフルエンザ(H5N1)」という。)

(獣医師の届出)

第五条 法第十三条第一項の政令で定める感染症は、次の各号に掲げる感染症とし、同項に規定する政令で定める動物は、それぞれ当該各号に定める動物とする。

一・八 (略)

九 鳥インフルエンザ(H5N1) 鳥類に属する動物

十 (略)

(新設)

○ 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（法第百条第十項の政令で定める法律の規定等） 第二十六条 法第百条第十項（法第百一条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項及び第四項、第十四条第二項、第十四条の二第二項、第五十三条の四、第五十三条の五、第五十三条の十五、第七十三条第一項並びに第七十七条第一号二（略） 2（略）	（法第百条第十項の政令で定める法律の規定等） 第二十六条 法第百条第十項（法第百一条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項及び第四項、第十四条第二項、第五十三条の四、第五十三条の五、第五十三条の十五、第七十三条第一項並びに第七十七条第一号二（略） 2（略）

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（政令で定める法律の規定） 第二十一条 法第九十一条第五項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。 一、十四 （略） 十五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項及び第六項、第十四条第二項、第十四条の二第二項、第十七条第一項並びに第五十三条の十五	（政令で定める法律の規定） 第二十一条 法第九十一条第五項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。 一、十四 （略） 十五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項及び第六項、第十四条第二項、第十七条第一項並びに第五十三条の十五

改 正 後				現 行			
別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考（略）				別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる 政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。			
政令		事務		政令		事務	
(略)		(略)		(略)		(略)	
(削除)		(削除)		鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成二十五年政令第二百二十九号）		第二条第一項において準用する法第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十三条、第十七条、第十八条（第二項、第五項及び第六項を除く。）、第十九条（第二項、第四項、第六項及び第七項を除く。）、第二十条（第六項から第八項までを除く。）、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十五条第四項、第三十八条第二項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）及び第五項並びに同条第八項及び第九項（それぞれ第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務	
(略)		(略)		(略)		(略)	
(削除)		(削除)		中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成二十六年政令第二百五十六号）		第三条において準用する法第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十三条、第十五条（第二項及び第三項を除く。）、第十七条、	
(略)		(略)		(略)		(略)	

第十八条第一項、第三項及び第四項、第十九条第一項、第三項及び第五項、第二十条第一項から第五項まで、第二十一条、第二十二項、第二十三条、第二十五条第四項、第三十八条第二項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）及び第五項並びに同条第八項及び第九項（それぞれ第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務

○厚生労働省令第八号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十五号）の一部の施行に伴い、及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十八条第二項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十七年一月二十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

(鳥インフルエンザ(H7N9)を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読替えに関する省令の廃止)

第一条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 鳥インフルエンザ(H7N9)を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令(平成二十五年厚生労働省令第六十二号)

二 中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読替えに関する省令(平成二十六年厚生労働省令第八十一号)

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第三号中「コロナウイルス属」を「ベータコロナウイルス属」に、「痘そう、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。次項において「鳥インフルエンザ(H5N1)」という。)」を「中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。以下単に「中東呼吸器症候群」という。)、痘そう、特定鳥インフルエンザ」に改め、同条第三項第一号中「及び鳥インフルエンザ(H5N1)」を「、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ」に改める。

第三十一条の三十第三項及び第四項並びに第三十一条の三十四第四項中「第三条第二号若しくは第三号」を「第三条第一号若しくは第二号」に改める。

附 則

この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百十五号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令
新旧対照条文

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（就業制限） 第十一条（略） 2 法第十八条第二項の厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる感染症の区分に応じ、当該各号に定める業務とする。 一・二（略） 三 ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。以下単に「重症急性呼吸器症候群」という。）、新型インフルエンザ等感染症、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。以下単に「中東呼吸器症候群」という。）、痘^{もち}そう、特定鳥インフルエンザ及びペスト 飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務及び接客業その他の多数の者に接触する業務 四（略）	（就業制限） 第十一条（略） 2 法第十八条第二項の厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる感染症の区分に応じ、当該各号に定める業務とする。 一・二（略） 三 ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。以下単に「重症急性呼吸器症候群」という。）、新型インフルエンザ等感染症、痘^{もち}そう、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。次項において「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）及びペスト 飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務及び接客業その他の多数の者に接触する業務 四（略）

3 法第十八条第二項の厚生労働省令で定める期間は、次に掲げる感染症の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 結核、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ その病原体を保有しなくなるまでの期間又はその症状が消失するまでの期間

二 (略)

(四種病原体等取扱施設の基準)

第三十一条の三十 (略)

2 (略)

3 法第六条第二十三項第一号(インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスのうち血清亜型がH2N2であるものに限る。)から第四号まで若しくは第六号から第八号まで又は令第三条第一号若しくは第二号(フラビウイルス属ウエストナイルウイルスを除く。)に掲げる四種病原体等その他厚生労働大臣が定める四種病原体等に係る滅菌等設備については、第一項第六号中「実験室」とあるのは「四種病原体等を取り扱う施設」とする。

4 第一項第五号ロからへまで(これらの規定を第三十一条の三十五第一項又は第二項において準用する場合を含む。)の規定は、法第六条第二十三項第一号(インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスのうち血清亜型がH2N2であるものに限る。)から第四号まで若しくは第六号から第八号まで又は令第三条

3 法第十八条第二項の厚生労働省令で定める期間は、次に掲げる感染症の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 結核、重症急性呼吸器症候群及び鳥インフルエンザ(H5N1) その病原体を保有しなくなるまでの期間又はその症状が消失するまでの期間

二 (略)

(四種病原体等取扱施設の基準)

第三十一条の三十 (略)

2 (略)

3 法第六条第二十三項第一号(インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスのうち血清亜型がH2N2であるものに限る。)から第四号まで若しくは第六号から第八号まで又は令第三条第二号若しくは第三号(フラビウイルス属ウエストナイルウイルスを除く。)に掲げる四種病原体等その他厚生労働大臣が定める四種病原体等に係る滅菌等設備については、第一項第六号中「実験室」とあるのは「四種病原体等を取り扱う施設」とする。

4 第一項第五号ロからへまで(これらの規定を第三十一条の三十五第一項又は第二項において準用する場合を含む。)の規定は、法第六条第二十三項第一号(インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスのうち血清亜型がH2N2であるものに限る。)から第四号まで若しくは第六号から第八号まで又は令第三条

第一号若しくは第二号（フラビウイルス属ウエストナイルウイルスを除く。）に掲げる四種病原体等その他厚生労働大臣が定める四種病原体等の使用をする場合には、適用しない。

5
（略）

（四種病原体等の保管、使用及び滅菌等の基準）

第三十一条の三十四 （略）

2・3
（略）

4 法第六条第二十三項第一号（インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスのうち血清亜型がH2N2であるものに限る。）から第四号まで若しくは第六号から第八号まで又は令第三条第一号若しくは第二号（フラビウイルス属ウエストナイルウイルスを除く。）に掲げる四種病原体等その他厚生労働大臣が定める四種病原体等については、第二項第五号（第三十一条の三十五第一項又は第二項において準用する場合を含む。）中「排気並びに四種病原体等によって汚染されたおそれのある排水及び物品」とあるのは「四種病原体等によって汚染されたおそれのある物品」とし、同項第一号（第三十一条の三十五第一項において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。

5
（略）

第二号若しくは第三号（フラビウイルス属ウエストナイルウイルスを除く。）に掲げる四種病原体等その他厚生労働大臣が定める四種病原体等の使用をする場合には、適用しない。

5
（略）

（四種病原体等の保管、使用及び滅菌等の基準）

第三十一条の三十四 （略）

2・3
（略）

4 法第六条第二十三項第一号（インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスのうち血清亜型がH2N2であるものに限る。）から第四号まで若しくは第六号から第八号まで又は令第三条第二号若しくは第三号（フラビウイルス属ウエストナイルウイルスを除く。）に掲げる四種病原体等その他厚生労働大臣が定める四種病原体等については、第二項第五号（第三十一条の三十五第一項又は第二項において準用する場合を含む。）中「排気並びに四種病原体等によって汚染されたおそれのある排水及び物品」とあるのは「四種病原体等によって汚染されたおそれのある物品」とし、同項第一号（第三十一条の三十五第一項において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。

5
（略）

感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

新	旧
感染症発生動向調査事業実施要綱	感染症発生動向調査事業実施要綱
第1 (略)	第1 (略)
第2 対象感染症	第2 対象感染症
1 全数把握の対象	1 全数把握の対象
一類感染症 (略)	一類感染症 (略)
二類感染症	二類感染症
(8)急性灰白髄炎、(9)結核、(10)ジフテリア、(11)重症急性呼吸器症候群（病原体が <u>ベータ</u> コロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、(12) <u>中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、</u> (13)鳥インフルエンザ（H5N1）、(14)鳥インフルエンザ（H7N9）	(8)急性灰白髄炎、(9)結核、(10)ジフテリア、(11)重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、(12)鳥インフルエンザ（H5N1）
三類感染症	三類感染症
(15)コレラ、(16)細菌性赤痢、(17)腸管出血性大腸菌感染症、(18)腸チフス、(19)パラチフス	(13)コレラ、(14)細菌性赤痢、(15)腸管出血性大腸菌感染症、(16)腸チフス、(17)パラチフス
四類感染症	四類感染症
(20)E型肝炎、(21)ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。）、(22)A型肝炎、(23)エキノコックス症、(24)黄熱、(25)オウム病、(26)オムスク出血熱、(27)回帰熱、(28)キャサヌル森林病、(29)Q熱、(30)狂犬病、(31)コクシジオイデス症、(32)サル痘、(33)重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）、(34)腎症候性出血熱、(35)西部ウマ脳炎、(36)ダニ媒介脳炎、(37)炭疽、(38)チクングニア熱、(39)つ	(18)E型肝炎、(19)ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。）、(20)A型肝炎、(21)エキノコックス症、(22)黄熱、(23)オウム病、(24)オムスク出血熱、(25)回帰熱、(26)キャサヌル森林病、(27)Q熱、(28)狂犬病、(29)コクシジオイデス症、(30)サル痘、(31)重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）、(32)腎症候性出血熱、(33)西部ウマ脳炎、(34)ダニ媒介脳炎、(35)炭疽、(36)チクングニア熱、(37)つ

つが虫病、(40)デング熱、(41)東部ウマ脳炎、(42)鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く。）、(43)ニパウイルス感染症、(44)日本紅斑熱、(45)日本脳炎、(46)ハンタウイルス肺症候群、(47)Bウイルス病、(48)鼻疽、(49)ブルセラ症、(50)ベネズエラウマ脳炎、(51)ヘンドラウイルス感染症、(52)発しんチフス、(53)ボツリヌス症、(54)マラリア、(55)野兎病、(56)ライム病、(57)リッサウイルス感染症、(58)リフトバレー熱、(59)類鼻疽、(60)レジオネラ症、(61)レプトスピラ症、(62)ロッキー山紅斑熱

五類感染症（全数）

(63)アメーバ赤痢、(64)ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、(65)カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、(66)急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、(67)クリプトスポリジウム症、(68)クロイツフェルト・ヤコブ病、(69)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(70)後天性免疫不全症候群、(71)ジアルジア症、(72)侵襲性インフルエンザ菌感染症、(73)侵襲性髄膜炎菌感染症、(74)侵襲性肺炎球菌感染症、(75)水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）、(76)先天性風しん症候群、(77)梅毒、(78)播種性クリプトコックス症、(79)破傷風、(80)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(81)バンコマイシン耐性腸球菌感染症、(82)風しん、(83)麻しん、(84)薬剤耐性アシネトバクター感染症

新型インフルエンザ等感染症

(110)新型インフルエンザ、(111)再興型インフルエンザ

指定感染症

該当なし

つが虫病、(38)デング熱、(39)東部ウマ脳炎、(40)鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く。）、(41)ニパウイルス感染症、(42)日本紅斑熱、(43)日本脳炎、(44)ハンタウイルス肺症候群、(45)Bウイルス病、(46)鼻疽、(47)ブルセラ症、(48)ベネズエラウマ脳炎、(49)ヘンドラウイルス感染症、(50)発しんチフス、(51)ボツリヌス症、(52)マラリア、(53)野兎病、(54)ライム病、(55)リッサウイルス感染症、(56)リフトバレー熱、(57)類鼻疽、(58)レジオネラ症、(59)レプトスピラ症、(60)ロッキー山紅斑熱

五類感染症（全数）

(61)アメーバ赤痢、(62)ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、(63)カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、(64)急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、(65)クリプトスポリジウム症、(66)クロイツフェルト・ヤコブ病、(67)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(68)後天性免疫不全症候群、(69)ジアルジア症、(70)侵襲性インフルエンザ菌感染症、(71)侵襲性髄膜炎菌感染症、(72)侵襲性肺炎球菌感染症、(73)水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）、(74)先天性風しん症候群、(75)梅毒、(76)播種性クリプトコックス症、(77)破傷風、(78)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(79)バンコマイシン耐性腸球菌感染症、(80)風しん、(81)麻しん、(82)薬剤耐性アシネトバクター感染症

新型インフルエンザ等感染症

(108)新型インフルエンザ、(109)再興型インフルエンザ

指定感染症

(110)中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、(111)鳥インフルエンザ（H7N9）

2 定点把握の対象 五類感染症（定点） (85) R S ウイルス感染症、(86) 咽頭結膜熱、(87) A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(88) 感染性胃腸炎、(89) 水痘、(90) 手足口病、(91) 伝染性紅斑、(92) 突発性発しん、(93) 百日咳、(94) ヘルパンギーナ、(95) 流行性耳下腺炎、(96) インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、(97) 急性出血性結膜炎、(98) 流行性角結膜炎、(99) 性器クラミジア感染症、(100) 性器ヘルペスウイルス感染症、(101) 尖圭コンジローマ、(102) 淋菌感染症、(103) クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、(104) 細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）、(105) ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(106) マイコプラズマ肺炎、(107) 無菌性髄膜炎、(108) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(109) 薬剤耐性緑膿菌感染症 法第 14 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 （略） 3 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の対象 二類感染症 (13) 鳥インフルエンザ（H5N1） 第 3～4 （略） 第 5 事業の実施 1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症 (1) 調査単位及び実施方法 ア （略） イ 保健所 ① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届	2 定点把握の対象 五類感染症（定点） (83) R S ウイルス感染症、(84) 咽頭結膜熱、(85) A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(86) 感染性胃腸炎、(87) 水痘、(88) 手足口病、(89) 伝染性紅斑、(90) 突発性発しん、(91) 百日咳、(92) ヘルパンギーナ、(93) 流行性耳下腺炎、(94) インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、(95) 急性出血性結膜炎、(96) 流行性角結膜炎、(97) 性器クラミジア感染症、(98) 性器ヘルペスウイルス感染症、(99) 尖圭コンジローマ、(100) 淋菌感染症、(101) クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、(102) 細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）、(103) ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(104) マイコプラズマ肺炎、(105) 無菌性髄膜炎、(106) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(107) 薬剤耐性緑膿菌感染症 法第 14 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 （略） 3 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の対象 二類感染症 (12) 鳥インフルエンザ（H5N1） 第 3～4 （略） 第 5 事業の実施 1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症 (1) 調査単位及び実施方法 ア （略） イ 保健所 ① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届
---	---

出内容を入力するものとする。また、保健所は、当該患者（第2の(54)を除く。）を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。 ② （略） ウ～キ （略） 2 全数把握対象の五類感染症 （1）調査単位及び実施方法 ア （略） イ 保健所 ① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また、保健所は、第2の(63)、(65)、(66)、(68)から(70)まで、(73)、(76)又は(78)から(84)までの患者を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。 ② （略） ウ～キ （略） 3 定点把握対象の五類感染症 （1） （略） （2）定点の選定 ア 患者定点	出内容を入力するものとする。また、保健所は、当該患者（第2の(52)を除く。）を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。 ② （略） ウ～キ （略） 2 全数把握対象の五類感染症 （1）調査単位及び実施方法 ア （略） イ 保健所 ① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また、保健所は、第2の(61)、(63)、(64)、(66)、(67)、(68)、(71)、(74)または(76)から(82)までの患者を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。 ② （略） ウ～キ （略） 3 定点把握対象の五類感染症 （1） （略） （2）定点の選定 ア 患者定点
--	---

定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。

- ① 対象感染症のうち、第2の(85)から(95)までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定すること。小児科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、②のインフルエンザ定点として協力するよう努めること。

保健所管内人口	定点数
～3万人	1
3万人～7.5万人	2
7.5万人～	$3 + (\text{人口} - 7.5\text{万人}) / 5\text{万人}$

- ② 対象感染症のうち、第2の(96)に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点及び別途後記⑤に定める基幹定点とすること。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。

- ① 対象感染症のうち、第2の(83)から(93)までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定すること。小児科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、②のインフルエンザ定点として協力するよう努めること。

保健所管内人口	定点数
～3万人	1
3万人～7.5万人	2
7.5万人～	$3 + (\text{人口} - 7.5\text{万人}) / 5\text{万人}$

- ② 対象感染症のうち、第2の(94)に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点及び別途後記⑤に定める基幹定点とすること。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～ 7. 5 万人	1
7. 5 万人～ 1 2. 5 万人	2
1 2. 5 万人～	$3 + (\text{人口} - 12.5 \text{ 万人}) / 10 \text{ 万人}$

なお、基幹定点における届出基準は、インフルエンザ定点と異なり、入院患者に限定されることに留意すること。

- ③ 対象感染症のうち、第2の(97)及び(98)に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定すること。眼科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～ 1 2. 5 万人	0
1 2. 5 万人～	$1 + (\text{人口} - 12.5 \text{ 万人}) / 15 \text{ 万人}$

- ④ 対象感染症のうち、第2の(99)から(102)に掲げるものについては、産婦人科若しくは産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科又は泌尿器科若しくは皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定すること。性感染症定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～ 7. 5 万人	1
7. 5 万人～ 1 2. 5 万人	2
1 2. 5 万人～	$3 + (\text{人口} - 12.5 \text{ 万人}) / 10 \text{ 万人}$

なお、基幹定点における届出基準は、インフルエンザ定点と異なり、入院患者に限定されることに留意すること。

- ③ 対象感染症のうち、第2の(95)及び(96)に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定すること。眼科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～ 1 2. 5 万人	0
1 2. 5 万人～	$1 + (\text{人口} - 12.5 \text{ 万人}) / 15 \text{ 万人}$

- ④ 対象感染症のうち、第2の(97)から(100)に掲げるものについては、産婦人科若しくは産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科又は泌尿器科若しくは皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定すること。性感染症定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～ 7. 5 万人	0
7. 5 万人～	1 + (人口－ 7. 5 万人) / 1 3 万人

- ⑤ 対象感染症のうち、第 2 の(88)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(103)から(109)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を 3 0 0 人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を 2 次医療圏域毎に 1 カ所以上、基幹定点として指定すること。

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、都道府県は、病原体定点を選定する。この場合においては、次の点に留意する。

- ① （略）
- ② アの①により選定された患者定点の概ね 1 0 %を小児科病原体定点として、第 2 の(86)から(88)まで、(90)及び(93)から(95)までを対象感染症とすること。
- ③ アの②により選定された患者定点の概ね 1 0 %をインフルエンザ病原体定点として、第 2 の(96)を対象感染症とすること。
- ④ アの③により選定された患者定点の概ね 1 0 %を眼科病原体定点として、第 2 の(97)及び(98)を対象感染症とすること。
- ⑤ アの⑤により選定された患者定点は、全て基幹病原体定点として、第 2 の(88)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(104)及び(107)を対象感染症とすること。

(3) 調査単位等

保健所管内人口	定点数
～ 7. 5 万人	0
7. 5 万人～	1 + (人口－ 7. 5 万人) / 1 3 万人

- ⑤ 対象感染症のうち、第 2 の(86)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(101)から(107)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を 3 0 0 人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を 2 次医療圏域毎に 1 カ所以上、基幹定点として指定すること。

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、都道府県は、病原体定点を選定する。この場合においては、次の点に留意する。

- ① （略）
- ② アの①により選定された患者定点の概ね 1 0 %を小児科病原体定点として、第 2 の(84)、(85)、(86)、(88)、(91)、(92)及び(93)を対象感染症とすること。
- ③ アの②により選定された患者定点の概ね 1 0 %をインフルエンザ病原体定点として、第 2 の(94)を対象感染症とすること。
- ④ アの③により選定された患者定点の概ね 1 0 %を眼科病原体定点として、第 2 の(95)及び(96)を対象感染症とすること。
- ⑤ アの⑤により選定された患者定点は、全て基幹病原体定点として、第 2 の(86)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(102)及び(105)を対象感染症とすること。

(3) 調査単位等

ア 患者情報のうち、（２）のアの①、②、③及び⑤（第２の(105)、(108)及び(109)に関する患者情報を除く。）により選定された患者定点に関するものについては、１週間（月曜日から日曜日）を調査単位として、（２）のアの④及び⑤（第２の(105)、(108)及び(109)に関する患者情報のみ）により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。 イ （略） （４） （略） ４～６ （略） 第６ （略） 第７ 実施時期 この実施要綱は、平成１１年４月１日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。 この実施要綱の改正は、平成１４年１１月１日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成１５年１１月５日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成１８年４月１日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成１８年６月１２日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成１８年１１月２２日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成１９年４月１日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成２０年１月１日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成２０年４月１日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成２０年５月１２日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成２３年２月１日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成２３年９月５日から施行する。ただし、第５の３の（２）の②の指定については、平成２３年７月２９日から施行する。	ア 患者情報のうち、（２）のアの①、②、③及び⑤（第２の(103)、(106)及び(107)に関する患者情報を除く。）により選定された患者定点に関するものについては、１週間（月曜日から日曜日）を調査単位として、（２）のアの④及び⑤（第２の(103)、(106)及び(107)に関する患者情報のみ）により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。 イ （略） （４） （略） ４～６ （略） 第６ （略） 第７ 実施時期 この実施要綱は、平成１１年４月１日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。 この実施要綱の改正は、平成１４年１１月１日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成１５年１１月５日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成１８年４月１日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成１８年６月１２日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成１８年１１月２２日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成１９年４月１日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成２０年１月１日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成２０年４月１日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成２０年５月１２日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成２３年２月１日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成２３年９月５日から施行する。ただし、第５の３の（２）の②の指定については、平成２３年７月２９日から施行する。
---	---

この実施要綱の一部改正は、平成２５年３月４日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成２５年４月１日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成２５年５月６日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成２５年１０月１４日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成２６年７月２６日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成２６年９月１９日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成２７年１月２１日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成２５年３月４日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成２５年４月１日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成２５年５月６日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成２５年１０月１４日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成２６年７月２６日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成２６年９月１９日から施行する。

感染症発生動向調査事業実施要綱

第1 趣旨及び目的

感染症発生動向調査事業については、昭和56年7月から18疾病を対象に開始され、昭和62年1月からはコンピュータを用いたオンラインシステムにおいて27疾病を対象にする等、充実・拡大されて運用されてきたところである。平成10年9月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「法」という。）が成立し、平成11年4月から施行されたことに伴い、感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療関係者への的確な提供・公開について、同法第三章（第12条～第16条）による施策として感染症発生動向調査を位置づけ、医師等の医療関係者の協力のもと、的確な体制を構築していくこととする。

第2 対象感染症

本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。

1 全数把握の対象

一類感染症

(1)エボラ出血熱、(2)クリミア・コンゴ出血熱、(3)痘そう、(4)南米出血熱、(5)ペスト、(6)マールブルグ病、(7)ラッサ熱

二類感染症

(8)急性灰白髄炎、(9)結核、(10)ジフテリア、(11)重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、(12)中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、(13)鳥インフルエンザ（H5N1）、(14)鳥インフルエンザ（H7N9）

三類感染症

(15)コレラ、(16)細菌性赤痢、(17)腸管出血性大腸菌感染症、(18)腸チフス、(19)パラチフス

四類感染症

(20)E型肝炎、(21)ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。）、(22)A型肝炎、(23)エキノкокクス症、(24)黄熱、(25)オウム病、(26)オムスク出血熱、(27)回帰熱、(28)キャサヌル森林病、(29)Q熱、(30)狂犬病、(31)コクシジオイデス症、(32)サル痘、(33)重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFVウイルスであるものに限る。）、(34)腎症候性出血熱、(35)西部ウマ脳炎、(36)ダニ媒介脳炎、(37)炭疽、(38)チクングニア熱、(39)つつが虫病、(40)デング熱、(41)東部ウマ脳炎、(42)鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く。）、(43)ニパウイルス感染症、(44)日本紅斑熱、(45)日本脳炎、(46)ハンタウイルス肺症候群、(47)Bウイルス病、(48)鼻疽、(49)ブルセラ症、(50)ベネズエラウマ脳炎、(51)ヘンドラウイルス感染症、(52)

発しんチフス、(53)ボツリヌス症、(54)マラリア、(55)野兔病、(56)ライム病、(57)リ
ッサウイルス感染症、(58)リフトバレー熱、(59)類鼻疽、(60)レジオネラ症、(61)レプ
トスピラ症、(62)ロッキー山紅斑熱

五類感染症（全数）

(63)アメーバ赤痢、(64)ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、(65)
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、(66)急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部
ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフト
バレー熱を除く。）、(67)クリプトスポリジウム症、(68)クロイツフェルト・ヤコブ病、
(69)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(70)後天性免疫不全症候群、(71)ジアルジア症、
(72)侵襲性インフルエンザ菌感染症、(73)侵襲性髄膜炎菌感染症、(74)侵襲性肺炎球菌
感染症、(75)水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）、(76)先天性風し
ん症候群、(77)梅毒、(78)播種性クリプトコックス症、(79)破傷風、(80)バンコマイシ
ン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(81)バンコマイシン耐性腸球菌感染症、(82)風しん、(8
3)麻しん、(84)薬剤耐性アシネトバクター感染症

新型インフルエンザ等感染症

(110)新型インフルエンザ、(111)再興型インフルエンザ

指定感染症

該当なし

2 定点把握の対象

五類感染症（定点）

(85)RSウイルス感染症、(86)咽頭結膜熱、(87)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(88)
感染性胃腸炎、(89)水痘、(90)手足口病、(91)伝染性紅斑、(92)突発性発しん、(93)百
日咳、(94)ヘルパンギーナ、(95)流行性耳下腺炎、(96)インフルエンザ（鳥インフルエ
ンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、(97)急性出血性結膜炎、(98)流行性
角結膜炎、(99)性器クラミジア感染症、(100)性器ヘルペスウイルス感染症、(101)尖圭
コンジローマ、(102)淋菌感染症、(103)クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、(104)
細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を
除く。）、(105)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(106)マイコプラズマ肺炎、(107)無菌
性髄膜炎、(108)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(109)薬剤耐性緑膿菌感染症

法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(112)摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因す
るものを除く。）若しくは(113)発熱及び発しん又は水疱（ただし、当該疑似症が二類
感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな
場合を除く。）

- 3 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の対象
二類感染症
(13)鳥インフルエンザ（H5N1）

第3 実施主体

実施主体は、国、都道府県及び保健所を設置する市（特別区を含む。）とする。

第4 実施体制の整備

1 中央感染症情報センター

中央感染症情報センターは、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁から報告された患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集、分析し、その結果を全国情報として速やかに都道府県等に提供・公開するための中心的役割を果たすものとして、国立感染症研究所感染症疫学センター内に設置する。

2 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

地方感染症情報センターは各都道府県等域における患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集・分析し、都道府県等の本庁に報告するとともに、全国情報と併せて、これらを速やかに医師会等の関係機関に提供・公開することとして、各都道府県等域内に1カ所、地方衛生研究所等の中に設置する。また、都道府県、保健所を設置する市、特別区間等の協議の上、当該都道府県内の地方感染症情報センターの中で1カ所を基幹地方感染症情報センターとして、都道府県全域の患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集、分析し、その結果を各地方感染症情報センターに送付するものとする。

なお、以下の実施方法において、地方感染症情報センターが都道府県等の本庁の役割を代替する機能を担うことができるものとする。

3 指定届出機関（定点）

都道府県は、定点把握対象の五類感染症について、患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集するため、患者定点、疑似症定点及び病原体定点をあらかじめ選定する。

4 感染症発生動向調査企画委員会

（1）中央感染症発生動向調査企画委員会

本事業の適切な運用を図るために、厚生労働省に国立感染症研究所の代表、全国の保健所及び地方衛生研究所の代表、その他感染症対策に関する学識経験者からなる中央感染症発生動向調査企画委員会を置く。同委員会の事務局は中央感染症情報センターとする。

（2）地方感染症発生動向調査企画委員会

各都道府県域内における情報の収集、分析の効果的・効率的な運用を図るため、都道府県に小児科、内科、眼科、皮膚科、泌尿器科、微生物学、疫学、獣医学等の

専門家、保健所及び地方衛生研究所の代表、地域の医師会の代表等（１０名程度）からなる地方感染症発生動向調査企画委員会を置く。同委員会の事務局は地方感染症情報センターとする。

第５ 事業の実施

１ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

（１）調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき直ちに最寄りの保健所に届出を行う。また保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合にあっては、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所（地方衛生研究所を設置しない都道府県等にあっては、検査事務を適法に委託した他の都道府県等の設置する地方衛生研究所。以下同じ。）に送付する。

イ 保健所

- ① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また、保健所は、当該患者（第２の(5)を除く。）を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。
- ② 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、指定医療機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

ウ 地方衛生研究所

- ① 地方衛生研究所は、別記様式の検査票及び検体又は病原体情報が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式により保健所、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付する。
- ② 検査のうち、地方衛生研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所に検査を依頼する。
- ③ 地方衛生研究所は、患者が一類感染症と診断されている場合、都道府県域を超えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。

エ 国立感染症研究所

国立感染症研究所は、地方衛生研究所から検査依頼を受けた検体について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所及び中央感染症情報センターへ通知する。

オ 都道府県等の本庁

- ① 都道府県等の本庁にあっては、それぞれの管内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 都道府県等の本庁にあっては、別記様式をもって地方衛生研究所から送付された検査情報について、直ちに中央感染症情報センターに報告する。

カ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

- ① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての患者情報及び病原体情報（検査情報を含む。以下カ及びキにおいても同じ。）を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。
- ② 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

キ 中央感染症情報センター

- ① 中央感染症情報センターは、都道府県等で確認された患者情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、全数把握の五類感染症、定点把握の五類感染症及び疑似症の収集、分析結果とともに、週報（月単位の場合は月報）等として作成して、都道府県等の本庁に提供する。
- ② 中央感染症情報センターは、都道府県等の本庁から報告された病原体情報及びエに基づいて国立感染症研究所が実施した検査の情報の分析評価を行い、その結果を速やかに都道府県等の本庁に送付するとともに、必要に応じて週報（月単位の場合は月報）等に掲載する。

2 全数把握対象の五類感染症

（１）調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

五類感染症（全数）の患者を診断した医師は、別に定める基準に基づき診断後 7 日以内に最寄りの保健所に届出を行う。また保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合にあっては、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所に送付する。

イ 保健所

- ① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容

を入力するものとする。また、保健所は、第2の(63)、(65)、(66)、(68)から(70)まで、(73)、(76)又は(78)から(84)までの患者を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。

- ② 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、指定医療機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

ウ 地方衛生研究所

- ① 地方衛生研究所は、別記様式の検査票と検体又は病原体情報等が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式により保健所、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付する。
- ② 検査のうち、当該地方衛生研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所に検査を依頼する。
- ③ 地方衛生研究所は、都道府県域を超えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。

エ 国立感染症研究所

国立感染症研究所は、地方衛生研究所から検査依頼を受けた検体について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所及び中央感染症情報センターへ通知する。

オ 都道府県等の本庁

- ① 都道府県等の本庁にあっては、それぞれの管内の患者情報について、保健所が診断した医師から届出を受けてから7日以内に、登録情報の確認を行う。
- ② 都道府県等の本庁にあっては、別記様式をもって地方衛生研究所から送付された検査情報について、直ちに中央感染症情報センターに報告する。

カ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

- ① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての患者情報及び病原体情報（検査情報を含む。以下カ及びキにおいて同じ。）を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。
- ② 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

キ 中央感染症情報センター

- ① 中央感染症情報センターは、都道府県等の本庁で確認された患者情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報について、一類感染症から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、定点把握の五類感染症及び疑似症の収集、分析結果とともに、週報（月単位の場合は月報）等として作成して、都道府県等の本庁に提供する。
- ② 中央感染症情報センターは、都道府県等の本庁から報告された病原体情報及びエに基づいて国立感染症研究所が実施した検査の情報の分析評価を行い、その結果を速やかに都道府県等の本庁に送付するとともに、必要に応じて週報（月単位の場合は月報）等として掲載する。

3 定点把握対象の五類感染症

（１）対象とする感染症の状態

各々の定点把握対象の五類感染症について、別に定める報告基準を参考とし、当該疾病の患者と診断される場合とする。

（２）定点の選定

ア 患者定点

定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。

- ① 対象感染症のうち、第２の(85)から(95)までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定すること。小児科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、②のインフルエンザ定点として協力するよう努めること。

保健所管内人口	定点数
～３万人	１
３万人～７．５万人	２
７．５万人～	$3 + (\text{人口} - 7.5 \text{万人}) / 5 \text{万人}$

- ② 対象感染症のうち、第２の(96)に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科

定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点及び別途後記⑤に定める基幹定点とすること。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～7.5万人	1
7.5万人～12.5万人	2
12.5万人～	$3 + (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 10\text{万人}$

なお、基幹定点における届出基準は、インフルエンザ定点と異なり、入院患者に限定されることに留意すること。

- ③ 対象感染症のうち、第2の(97)及び(98)に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定すること。眼科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～12.5万人	0
12.5万人～	$1 + (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 15\text{万人}$

- ④ 対象感染症のうち、第2の(99)から(102)に掲げるものについては、産婦人科若しくは産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科又は泌尿器科若しくは皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定すること。性感染症定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～7.5万人	0
7.5万人～	$1 + (\text{人口} - 7.5\text{万人}) / 13\text{万人}$

- ⑤ 対象感染症のうち、第2の(88)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(103)から(109)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を2次医療圏

域毎に1カ所以上、基幹定点として指定すること。

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、都道府県は、病原体定点を選定する。この場合においては、次の点に留意する。

- ① 原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定すること。
- ② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(86)から(88)まで、(90)及び(93)から(95)までを対象感染症とすること。
- ③ アの②により選定された患者定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点として、第2の(96)を対象感染症とすること。
- ④ アの③により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第2の(97)及び(98)を対象感染症とすること。
- ⑤ アの⑤により選定された患者定点は、全て基幹病原体定点として、第2の(88)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(104)及び(107)を対象感染症とすること。

(3) 調査単位等

ア 患者情報のうち、(2)のアの①、②、③及び⑤(第2の(105)、(108)及び(109)に関する患者情報を除く。)により選定された患者定点に関するものについては、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位として、(2)のアの④及び⑤(第2の(105)、(108)及び(109)に関する患者情報のみ)により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

イ 病原体情報については、原則として結果がまとまり次第、報告することとする。

(4) 実施方法

ア 患者定点

- ① 患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時における別に定める報告基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。
- ② (2)のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、それぞれ調査単位の患者発生状況等を記載する。
- ③ ②の届出に当たっては法施行規則第7条に従い行うものとする。

イ 病原体定点

- ① 病原体定点として選定された医療機関は、別に定める病原体検査指針により、微生物学的検査のために検体を採取する。
- ② 病原体定点で採取された検体は、別記様式の検査票を添えて、速やかに地方衛生研究所へ送付する。

ウ 保健所

- ① 保健所は、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合は調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、感染症発生動向調査システムに入力するものとする。また、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報についても都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターへ報告する。
- ② 保健所は、定点把握の対象の五類感染症の発生状況等を把握し、市町村、指定医療機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

エ 地方衛生研究所

- ① 地方衛生研究所は、別記様式の検査票及び検体が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を病原体情報として病原体定点に通知するとともに、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付するものとする。
- ② 検査のうち、当該地方衛生研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所に検査を依頼する。
- ③ 地方衛生研究所は、都道府県域を超えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。

オ 国立感染症研究所

国立感染症研究所は、地方衛生研究所から検査依頼を受けた検体について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所及び中央感染症情報センターへ通知する。

カ 都道府県等の本庁

- ① 都道府県等の本庁にあっては、それぞれの管内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 都道府県等の本庁にあっては、別記様式をもって地方衛生研究所から送付された病原体情報について、直ちに中央感染症情報センターに報告する。

キ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

- ① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。
- ② 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

ク 中央感染症情報センター

- ① 中央感染症情報センターは、都道府県等の本庁から伝送された患者情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、一類から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、全数把握の五類感染症及び疑似症の収集、分析結果とともに、週報（月単位の場合は月報）等として作成し、都道府県等の本庁に送付する。
- ② 中央感染症情報センターは、都道府県等の本庁から報告された病原体情報及び前記オに基づいて国立感染症研究所が実施した検査の情報の分析評価を行い、その結果を速やかに都道府県等の本庁に送付するとともに、必要に応じて週報（月単位の場合は月報）等に掲載する。

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

（1）対象とする疑似症の状態

各々の疑似症について、別に定める報告基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。

（2）定点の選定

ア 疑似症定点

疑似症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に疑似症定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生状況を把握できるよう考慮すること。

対象疑似症のうち、第2の(112)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を第一号疑似症定点として指定すること。

また、第2の(113)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）又は皮膚科を標榜する医療機関（主として皮膚科医療を提供しているもの）を第二号疑似症定点として指定すること。

なお、各疑似症定点の数は下記の計算式を参考として算定するとともに、内科を標榜する医療機関については、第5の3（2）ア⑤に掲げる基幹定点の要件を満たす病院を2次医療圏域毎に1カ所以上含むよう考慮すること。

保健所管内人口	定点数
～3万人	3
3万人～7.5万人	4
7.5万人～12.5万人	7
12.5万人～	$7 + 6 \times (\text{人口} - 12.5 \text{万人}) / 10 \text{万人}$

(3) 実施方法

ア 疑似症定点

- ① 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、診療時における別に定める報告基準により、直ちに疑似症発生状況の把握を行うものとする。
- ② (2) のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を記載する。なお、当該疑似症の届出については、原則として症候群サーベイランスシステムへの入力により実施することとする。
- ③ ②の届出に当たっては法施行規則第7条に従い行うものとする。

イ 保健所

- ① 保健所は、疑似症定点における症候群サーベイランスシステムへの入力を実施することができない場合、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、症候群サーベイランスシステムに入力するものとする。また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報についても都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターへ報告する。
- ② 保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、市町村、指定医療機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

ウ 都道府県等の本庁

都道府県等の本庁にあっては、それぞれの管内の疑似症情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

エ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

- ① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。
- ② 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

オ 中央感染症情報センター

中央感染症情報センターは、都道府県等の本庁から伝送された疑似症情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、一類から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、全数把握の五類感染症及び定点把握の五類感染症の収集、分析結果とともに、週報等として作成し、都道府県等の本庁に送付する。

5 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法

(1) 保健所

鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査を実施した保健所は、別に定める基準に従い、直ちに疑い症例調査支援システムに調査内容を入力するものとする。

なお、医療機関より提出される検体には、疑い症例調査支援システムが発行する検査依頼票を添付すること。

(2) 地方衛生研究所

ア 地方衛生研究所は、検体が送付された場合にあつては、当該検体を検査し、その内容を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。

イ 鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の結果を厚生労働省に報告する場合にあつては、法施行規則第9条第2項に従い、検体を国立感染症研究所に送付する。

(3) 国立感染症研究所

国立感染症研究所は、地方衛生研究所から送付された検体について検査を実施し、その結果を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。

6 その他

(1) 感染症発生動向調査は、全国一律の基準で実施されるべきものであるが、上記の実施方法以外の部分について、必要に応じて、各都道府県等の実状に応じた追加を行い、地域における効果的・効率的な感染症発生動向調査体制を構築していくことが求められる。

(2) 政令市又は特別区において、当該検査事務を他の地方公共団体に委託する場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定の定めるところによること。

(3) 本実施要綱に定める事項以外の内容については、必要に応じて健康局長が定めることとする。

第6 費用

国は、本事業に要する費用のうち、都道府県が支弁する法第14条から第16条の規定に基づく本事業の事務に要する費用に対して、法第61条の規定に基づき負担する。

第7 実施時期

この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。

この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。ただし、第5の3の(2)の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成26年7月26日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成26年9月19日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成27年1月21日から施行する。

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（公 印 省 略）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成27年政令第1号）が平成27年1月9日に公布され、本日からその一部が施行されたところである。

また、現行のデング熱の検査方法の一部については、患者の確定診断として十分ではないため、デング熱以外の疾患に罹患した者がデング熱の患者として届出の対象となることがある。

これらを踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の一部を別添の新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとした。今回の改正の概要は下記のとおりである。

加えて、平成26年4月25日付け健感発0425第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令及び鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令の一部を改正する省令の施行について（施行通知）」は、本日をもって廃止する。

貴職におかれては、内容を御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 改正の概要

- 1 「第3 二類感染症」の「4 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）」の名称及び「（1）定義」の表現の

適正化を行うとともに、別記様式 2－4「重症呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限る）発生届」の名称の表現の適正化を行うこと。

2 「第 3 二類感染症」に「中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 M E R S コロナウイルスであるものに限る。）」及び「鳥インフルエンザ（H 7 N 9）」の項を追加し、別記様式 2 に「中東呼吸器症候群（M E R S）発生届」及び「鳥インフルエンザ（H 7 N 9）発生届」の様式を追加すること。

3 「第 5 四類感染症」の「2 1 デング熱」の「(3) 届出基準」について、検査方法の適正化を行い、別記様式 4－2 1「デング熱発生届」において同様の改正を行うこと。

4 その他所要の改正を行うこと。

第二 適用日

この通知は、本日から適用する。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」 新旧対照表

新	旧
別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第1～2 (略) 第3 二類感染症 1～3 (略) 4 重症急性呼吸器症候群（病原体が<u>ベータ</u>コロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。） (1) 定義 <u>コロナウイルス科ベータコロナウイルス属のSARS (Severe Acute Respiratory Syndrome)</u> コロナウイルスの感染による急性呼吸器症候群である。 (2)～(4) (略) 5 <u>中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）</u> (1) 定義 <u>コロナウイルス科ベータコロナウイルス属のMERS (Middle East Respiratory Syndrome)</u> コロナウイルスによる急性呼吸器症候群である。 (2) 臨床的特徴 <u>ヒトコブラクダがMERSコロナウイルスを保有しており、ヒトコブラクダとの濃厚接触が感染リスクであると考えられている。一方、家族間、感染対策が不十分な医療機関などにおける限定的なヒト－ヒト感染も報告されている。中東諸国を中心として発生がみられている。</u> <u>潜伏期間は2～14日（中央値は5日程度）。無症状例から急性呼吸窮迫症候群（ARDS）を来す重症例までである。典型的な病像は、発熱、咳嗽等から始まり、急速に肺炎を発症し、しばしば呼吸管理が必要となる。下痢などの消化器症状のほか、多臓器不全（特に腎不全）や敗血性ショックを伴う場合もある。高齢者及び糖尿病、腎不全などの基礎疾患を持つ者で</u>	別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第1～2 (略) 第3 二類感染症 1～3 (略) 4 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る） (1) 定義 SARSコロナウイルスの感染による<u>重症</u>急性呼吸器症候群である。 (2)～(4) (略) (新規)

の重症化傾向がより高い。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2) の臨床的特徴を有する者について、(4) に該当すること等から中東呼吸器症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも 2 つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群と診断した場合には、法第 12 条第 1 項の規定による届出を直ちにしなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2) の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも 2 つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第 12 条第 1 項の規定による届出を直ちにしなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ウ 疑似症患者

医師は、(2) の臨床的特徴を有する者について、(4) に該当すること等から中東呼吸器症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも 1 つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群の疑似症と診断した場合には、法第 12 条第 1 項の規定による届出を直ちにしなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

エ 感染症死亡者の死体

医師は、(2) の臨床的特徴を有する死体について、(4) に該当すること等から中東呼吸器症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも 2 つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群により死亡したと判断した場合には、法第 12 条第 1 項の規定による届出を直ちにしなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

オ 感染症死亡疑いの死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当すること等から中東呼吸器症候群により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちにしなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、喀痰、
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	気道吸引液、肺胞洗浄液、剖検材料

(4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない場合、中東呼吸器症候群への感染が疑われるので、中東呼吸器症候群を鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内にWHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

イ 発熱を伴う急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内にWHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、中東呼吸器症候群であることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴があるもの

ウ 発熱又は急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内に、中東呼吸器症候群が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、中東呼吸器症候群が疑われる患者と同居していたもの又は中東呼吸器症候群が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触したもの

6 鳥インフルエンザ（H5N1）

(1)～(2) (略)

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者を診察した結果、症状や所見から鳥インフルエン

5 鳥インフルエンザ（H5N1）

(1)～(2) (略)

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者を診察した結果、症状や所見から鳥インフルエン

ザ（H5N1）が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ（H5N1）と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が（2）の臨床的特徴を呈していないが、次の表に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ（H5N1）の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ウ 疑似症患者

医師は、（2）の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者を診察した結果、症状や所見から鳥インフルエンザ（H5N1）が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、H5亜型が検出された場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ザ（H5N1）が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ（H5N1）と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	咽頭拭い液、肺胞洗浄液、 剖検材料、鼻腔吸引液、鼻 腔拭い液
分離・同定による病原体の検出	

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が（2）の臨床的特徴を呈していないが、次の表に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ（H5N1）の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	咽頭拭い液、肺胞洗浄液、 剖検材料、鼻腔吸引液、鼻 腔拭い液
分離・同定による病原体の検出	

ウ 疑似症患者

医師は、（2）の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者を診察した結果、症状や所見から鳥インフルエンザ（H5N1）が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、H5亜型が検出された場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

エ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、鳥インフルエンザ(H5N1)が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ(H5N1)により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、鳥インフルエンザ(H5N1)により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、喀痰、
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	気道吸引液、肺胞洗浄液、剖検材料

7 鳥インフルエンザ(H7N9)

(1) 定義

鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルスのヒトへの感染による急性疾患である。

検査方法	検査材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	咽頭拭い液、肺胞洗浄液、剖検材料、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液

エ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、鳥インフルエンザ(H5N1)が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ(H5N1)により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	咽頭拭い液、肺胞洗浄液、剖検材料、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液
分離・同定による病原体の検出	

オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、鳥インフルエンザ(H5N1)により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

(新規)

(2) 臨床的特徴

高熱と急性呼吸器症状を特徴とする。下気道症状を併発し、重症の肺炎が見られることがある。呼吸不全が進行した例ではびまん性のスリガラス様陰影が両肺に認められ、急速に急性呼吸窮迫症候群（ARDS）の症状を呈する。二次感染、脳症、横紋筋融解症に進展した報告がある。

発症から死亡までの中央値は11日（四分位範囲7～20日）であり、進行性の呼吸不全等による死亡が多い。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状がある者を診察した結果、症状や所見、渡航歴、接触歴等から鳥インフルエンザ（H7N9）が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ（H7N9）と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ（H7N9）の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ウ 疑似症患者

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者を診察した結果、症状や所見、渡航歴、接触歴等から鳥インフルエンザ（H7N9）が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、H7亜型が検出された場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

エ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見、渡航歴、接触歴等から、鳥インフルエンザ（H7N9）が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ（H7N9）に

より死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちにしなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見、渡航歴、接触歴等から、鳥インフルエンザA(H7N9)により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちにしなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、喀痰、
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	気道吸引液、肺胞洗浄液、剖検材料

第4 (略)

第5 四類感染症

1～20 (略)

21 デング熱

(1)～(2) (略)

(3)届出基準

ア～エ (略)

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	血液
PCR法による病原体の遺伝子の検出	
非構造蛋白抗原(NS1)の検出	血清
IgM抗体の検出(ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意の上昇)	
中和試験又は赤血球凝集阻止法による抗体の検出(ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意の上昇)	

第4 (略)

第5 四類感染症

1～20 (略)

21 デング熱

(1)～(2) (略)

(3)届出基準

ア～エ (略)

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	血液
PCR法による病原体の遺伝子の検出	
非構造蛋白抗原(NS1)の検出	血清
IgM抗体の検出	
中和試験又は赤血球凝集阻止法による抗体の検出(ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意の上昇)	

2 2 (略)

2 3 鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H 5 N 1 及びH 7 N 9）を除く。）
（1）～（2）（略）
（3）届出基準
ア～エ（略）

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	<u>鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、</u>
検体から直接のP C R法による病原体の遺伝子の検出	<u>咽頭拭い液、肺胞洗浄液、</u> <u>剖検材料</u>
中和試験による抗体の検出	血清

2 4 ～ 4 3 (略)

第 6 (略)

(削除)

第7 法第 1 4 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 (略)

2 2 (略)

2 3 鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H 5 N 1 及びH 7 N 9）を除く。）
（1）～（2）（略）
（3）届出基準
ア～エ（略）

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	<u>咽頭拭い液、肺胞洗浄</u>
検体から直接のP C R法による病原体の遺伝子の検出	<u>液、剖検材料、鼻腔吸</u> <u>引液、鼻腔拭い液</u>
中和試験による抗体の検出	血清

2 4 ～ 4 3 (略)

第 6 (略)

第 7 指定感染症

第8 法第 1 4 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 (略)

新	旧
別記様式 1 (略) 別記様式 2 - 1 ～ 2 - 3 (略)	別記様式 1 (略) 別記様式 2 - 1 ～ 2 - 3 (略)

別記様式 2-4 重症呼吸器症候群（SARS）

別記様式 2-4

重症急性呼吸器症候群（SARS）発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

医師の氏名 _____ 報告年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
印 _____
(署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称 _____
上記病院・診療所の所在地(※) _____
電話番号(※) () _____

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検査）した者（死体）の種類 ・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑いの死体					
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢(※)は月齢	6 当該者職業	
	男・女	年 月 日	歳 (月 日)		
7 当該者住所 _____ 電話 () _____					
8 当該者所在地 _____ 電話 () _____					
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入) 電話 () _____				

11 症 状	・発熱 ・咽 ・全身倦怠感 ・筋肉痛 ・呼吸困難 ・乾性咳嗽 ・低酸素血症 ・下痢 ・肺炎像 ・その他 ()	18 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路 (確定 ・ 推定) 1 飛沫・飛沫核感染 (感染源の種類・状況:) 2 経口感染 (飲食物の種類・状況:) 3 接触感染 (接触した人・物の種類・状況:) 4 動物・蚊・昆虫等からの感染 (動物・蚊・昆虫等の種類・状況:) 5 針等の鋭利なものの刺入による感染 (刺入物の種類・状況:) 6 輸血・血液製剤 (輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況:) 7 その他 ()
	・なし	②感染地域 (確定 ・ 推定) 1 日本国内 (都道府県 市区町村) 2 国外 (国 詳細地域)
12 診断方法	・分離・同定による病原体の検出 検体: 鼻咽頭拭い液・喀痰・尿・便・その他 () ・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体: 鼻咽頭拭い液・喀痰・尿・便・その他 () ・ELISA法による血清抗体の検出 (IgM ・ IgG) ・蛍光抗体法による血清抗体の検出 (IgM ・ IgG) ・中和試験による血清抗体の検出 ・その他の方法 () 検体 () 結果 () ・臨床決定 ()	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
	13 初診年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 14 診断（検査(※)）年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 15 感染したと推定される年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 16 発病年月日 (※) 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 17 死亡年月日 (※) 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	

(1、3、11、12、18欄は該当する番号等を○で囲み、4、5、13から17欄は年齢、年月日を記入すること。
(※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
11、12欄は、該当するものすべてを記載すること。)

この届出は診断後直ちに行ってください

別記様式 2-4 重症呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）

別記様式 2-4

重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属

SARSコロナウイルスであるものに限る）発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

医師の氏名 _____ 報告年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
印 _____
(署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称 _____
上記病院・診療所の所在地(※) _____
電話番号(※) () _____

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検査）した者（死体）の種類 ・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑いの死体					
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢(※)は月齢	6 当該者職業	
	男・女	年 月 日	歳 (月 日)		
7 当該者住所 _____ 電話 () _____					
8 当該者所在地 _____ 電話 () _____					
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入) 電話 () _____				

11 症 状	・発熱 ・咽 ・全身倦怠感 ・筋肉痛 ・呼吸困難 ・乾性咳嗽 ・低酸素血症 ・下痢 ・肺炎像 ・その他 ()	18 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路 (確定 ・ 推定) 1 飛沫・飛沫核感染 (感染源の種類・状況:) 2 経口感染 (飲食物の種類・状況:) 3 接触感染 (接触した人・物の種類・状況:) 4 動物・蚊・昆虫等からの感染 (動物・蚊・昆虫等の種類・状況:) 5 針等の鋭利なものの刺入による感染 (刺入物の種類・状況:) 6 輸血・血液製剤 (輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況:) 7 その他 ()
	・なし	②感染地域 (確定 ・ 推定) 1 日本国内 (都道府県 市区町村) 2 国外 (国 詳細地域)
12 診断方法	・分離・同定による病原体の検出 検体: 鼻咽頭拭い液・喀痰・尿・便・その他 () ・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体: 鼻咽頭拭い液・喀痰・尿・便・その他 () ・ELISA法による血清抗体の検出 (IgM ・ IgG) ・蛍光抗体法による血清抗体の検出 (IgM ・ IgG) ・中和試験による血清抗体の検出 ・その他の方法 () 検体 () 結果 () ・臨床決定 ()	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
	13 初診年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 14 診断（検査(※)）年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 15 感染したと推定される年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 16 発病年月日 (※) 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 17 死亡年月日 (※) 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	

(1、3、11、12、18欄は該当する番号等を○で囲み、4、5、13から17欄は年齢、年月日を記入すること。
(※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
11、12欄は、該当するものすべてを記載すること。)

この届出は診断後直ちに行ってください

別記様式 2－5 中東呼吸器症候群（MERS）

別記様式 2－5

中東呼吸器症候群（MERS）発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日
 医師の氏名 _____ 印 _____
 （署名又は記名押印のこと）
 従事する病院・診療所の名称 _____
 上記病院・診療所の所在地（※） _____
 電話番号（※）（ ）（ ）－ _____
 （※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検査）した者（死体）の類型					
・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体					
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢（歳は月齢）	6 当該者職業	
	男・女	年 月 日	歳（ か月）		
7 当該者住所					
電話（ ）－					
8 当該者所在地					
電話（ ）－					
9 保護者氏名	10 保護者住所（9、10は患者が未成年の場合のみ記入）				
	電話（ ）－				

11 症 状	・発熱 ・咳 ・咳以外の急性呼吸器症状 ・下痢 ・重篤な肺炎 ・多臓器不全 ・急性呼吸窮迫症候群 ・その他（ ） ・なし		18 感染原因・感染経路・感染地域
	・分離・同定による病原体の検出 検体（鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、剖検材料、その他： ） ・検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出 検体（鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、剖検材料、その他： ）		①感染原因・感染経路（ 確定・推定 ） 1 飛沫・飛沫核感染（感染源の種類・状況： ） 2 接触感染（接触した人・物の種類・状況： ） 3 ヒトコブラクダその他の動物からの感染（動物の種類・状況： ） 4 その他（ ） ②感染地域（ 確定 ・ 推定 ） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 詳細地域 ）
12 診断方法	13 初診年月日 平成 年 月 日		19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
	14 診断（検査（※））年月日 平成 年 月 日		
	15 感染したと推定される年月日 平成 年 月 日		
	16 発病年月日（*） 平成 年 月 日		
	17 死亡年月日（※） 平成 年 月 日		

この届出は診断後直ちに行ってください

（1、3、11、12 及び 18 欄においては該当する番号等を○で囲み、4、5 及び 13 から 17 までの欄においては年齢又は年月日を記入すること。
 （※）欄は、死亡者を検索した場合のみ記入すること。（*）欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
 11 及び 12 欄においては、該当するもの全てを記載すること。）

（新規）

別記様式 2-6 鳥インフルエンザ (H5N1)

別記様式 2-6

鳥インフルエンザ (H5N1) 発生届

都道府県知事 (保健所設置市長・特別区長) 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項 (同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日
 医師の氏名 印
 (署名又は記名押印のこと)
 従事する病院・診療所の名称
 上記病院・診療所の所在地(※)
 電話番号(※) () -
 (※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断 (検査) した者 (死体) の類型					
・患者 (確定例) ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体					
2 当該者氏名	3 性別 男・女	4 生年月日 年 月 日	5 診断時の年齢 (歳は月齢) 歳 (か月)	6 当該者職業	
7 当該者住所		電話 () -			
8 当該者所在地		電話 () -			
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入)	電話 () -			

11 症状	・発熱 ・咳 ・咳以外の急性呼吸器症状 ・下痢 ・重篤な肺炎 ・多臓器不全 ・その他 () ・なし	18 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路 (確定・推定) 1 飛沫・飛沫核感染 (感染源の種類・状況:) 2 接触感染 (接触した人・物の種類・状況:) 3 鳥 (鶏、あひる、七面鳥、うずら等) からの感染 (鳥の種類・状況:) 4 その他 () ②感染地域 (確定・推定) 1 日本国内 (都道府県 市区町村) 2 国外 (国 詳細地域)
	12 診断方法 ・分離・同定による病原体の検出 検体 () H5N1型: H5N1 ・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体 () H5型: H5 N型: ()	
13 初診年月日	平成 年 月 日	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
14 診断 (検査) 年月日	平成 年 月 日	
15 感染したと推定される年月日	平成 年 月 日	
16 発病年月日 (*)	平成 年 月 日	
17 死亡年月日 (※)	平成 年 月 日	

(1、3、11、12、18欄は該当する番号等を○で囲み、4、5、13から17欄は年齢、年月日を記入すること。
 (※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(*)欄は、患者 (確定例) を診断した場合のみ記入すること。
 11、12欄は、該当するものすべてを記載すること。)

この届出は診断後直ちに行ってください

別記様式 2-5 鳥インフルエンザ (H5N1)

別記様式 2-5

鳥インフルエンザ (H5N1) 発生届

都道府県知事 (保健所設置市長・特別区長) 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項 (同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日
 医師の氏名 印
 (署名又は記名押印のこと)
 従事する病院・診療所の名称
 上記病院・診療所の所在地(※)
 電話番号(※) () -
 (※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断 (検査) した者 (死体) の類型					
・患者 (確定例) ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体					
2 当該者氏名	3 性別 男・女	4 生年月日 年 月 日	5 診断時の年齢 (歳は月齢) 歳 (か月)	6 当該者職業	
7 当該者住所		電話 () -			
8 当該者所在地		電話 () -			
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入)	電話 () -			

11 症状	・発熱 ・咳 ・咳以外の急性呼吸器症状 ・下痢 ・重篤な肺炎 ・多臓器不全 ・その他 () ・なし	18 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路 (確定・推定) 1 飛沫・飛沫核感染 (感染源の種類・状況:) 2 接触感染 (接触した人・物の種類・状況:) 3 鳥 (鶏、あひる、七面鳥、うずら等) からの感染 (鳥の種類・状況:) 4 その他 () ②感染地域 (確定・推定) 1 日本国内 (都道府県 市区町村) 2 国外 (国 詳細地域)
	12 診断方法 ・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体 () H5N1型: H5 N型: () ・分離・同定による病原体の検出 検体 () H5N1型: H5N1	
13 初診年月日	平成 年 月 日	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
14 診断 (検査) 年月日	平成 年 月 日	
15 感染したと推定される年月日	平成 年 月 日	
16 発病年月日 (*)	平成 年 月 日	
17 死亡年月日 (※)	平成 年 月 日	

(1、3、11、12、18欄は該当する番号等を○で囲み、4、5、13から17欄は年齢、年月日を記入すること。
 (※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(*)欄は、患者 (確定例) を診断した場合のみ記入すること。
 11、12欄は、該当するものすべてを記載すること。)

この届出は診断後直ちに行ってください

別記様式 2-7 鳥インフルエンザ（H7N9）

別記様式 2-7

鳥インフルエンザ（H7N9）発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 印

(署名又は記名押印のこと)

従事する病歴・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地(※)

電話番号(※)

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検査）した者（死体）の種類					
・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体					
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢(虚は月齢)	6 当該者職業	
	男・女	年 月 日	歳 (か月)		
7 当該者住所					
電話 () -					
8 当該者所在地					
電話 () -					
9 保護者氏名	10 保護者住所	(9、10は患者が未成年の場合のみ記入)			
		電話 () -			

11 症 状	・発熱 ・咳 ・咳以外の急性呼吸器症状 ・下痢	18 感染原因・感染経路・感染地域
	・重篤な肺炎 ・多臓器不全 ・急性呼吸器症候群	
12 診 断 方 法	・脳症	①感染原因・感染経路（ 確定・推定 ）
	・その他 ()	
13 初診年月日	・なし	2 接触感染（接触した人・物の種類・状況：)
	・分離・同定による病原体の検出	3 鳥（鶏、あひる、鳩等）又はその他の動物からの感染
14 診断（検査）年月日	検体 ()	(鳥や動物の種類・状況：)
	HN亜型：H7N9	4 その他 ()
15 感染したと推定される年月日	・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出	②感染地域（ 確定 ・ 推定 ）
	検体 ()	1 日本国内 (都道府県 市区町村)
16 発病年月日 (*)	H亜型：H7 N亜型：()	2 国外 (国 詳細地域)
	17 死亡年月日 (※)	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項

(1、3、11、12、18欄は該当する番号等を○で囲み、4、5、13から17欄は年齢、年月日を記入すること。
(※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
11、12欄は、該当するものすべてを記載すること。)

この届出は診断後直ちに行ってください

別記様式 3 (略)

(新規)

別記様式 3 (略)

別記様式 4-1～4-20 (略)

別記様式 4-21 デング熱

別記様式 4-21

デング熱発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日
医師の氏名 _____ 印 _____
(署名又は記名押印のこと)
従事する病院・診療所の名称 _____
上記病院・診療所の所在地(※) _____
電話番号(※) _____
(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検査）した者（死体）の類型					
・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体					
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢(※は月齢)	6 当該者職業	
	男・女	年 月 日	歳 (か月)		
7 当該者住所					
電話 () -					
8 当該者所在地					
電話 () -					
9 保護者氏名					
10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入)					
電話 () -					

病 型		18 感染原因・感染経路・感染地域
1) デング熱 2) デング出血熱		①感染原因・感染経路 (確定・推定)
11 症 状	・発熱 ・2日以上続く発熱 ・頭痛 ・全身の筋肉痛 ・骨関節痛 ・発疹 ・血小板減少 ・100,000/㎥以下の血小板減少 ・白血球減少 ・出血 ・ショック ・ヘマトクリットの上昇(補液なしで、同性、同年代の正常値の20%以上の上昇) ・腫水 ・血清蛋白の低下 ・胸水 ・腫水 ・Tourniquetテスト陽性 ・その他 () ・なし ()	1 動物・蚊・昆虫等からの感染(動物・蚊・昆虫等の種類・状況:) 2 その他 ()
	12 診 断 方 法	②感染地域 (確定 ・ 推定) 1 日本国内 (都道府県 市区町村) 2 国外 (国 詳細地域)
・分離・測定による病原体の検出 検体: 血液・その他 () 血清型: () ・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体: 血液・その他 () 血清型: () ・血清での非構造蛋白(NS1)の検出 ・ペラ血清での血清IgM抗体の検出 結果: 抗体陽転 ・抗体価の有意上昇 ・ペラ血清での赤血球凝集阻防止抗体の検出 結果: 抗体陽転 ・抗体価の有意上昇 ・ペラ血清での中和抗体の検出 結果: 抗体陽転 ・抗体価の有意上昇 ・その他の方法 () 検体 () 結果 ()		19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
13 初診年月日 平成 年 月 日		
14 診断（検査(※)）年月日 平成 年 月 日		
15 感染したと推定される年月日 平成 年 月 日		
16 発病年月日(※) 平成 年 月 日		
17 死亡年月日(※) 平成 年 月 日		

(1、3、11、12、18欄は該当する番号等を○で囲み、4、5、13から17欄は年齢、年月日を記入すること。
(※)欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
11、12欄は、該当するものすべてを記載すること。)

この届出は診断後直ちに行ってください

別記様式 4-1～4-20 (略)

別記様式 4-21 デング熱

別記様式 4-21

デング熱発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日
医師の氏名 _____ 印 _____
(署名又は記名押印のこと)
従事する病院・診療所の名称 _____
上記病院・診療所の所在地(※) _____
電話番号(※) _____
(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検査）した者（死体）の類型					
・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体					
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢(※は月齢)	6 当該者職業	
	男・女	年 月 日	歳 (か月)		
7 当該者住所					
電話 () -					
8 当該者所在地					
電話 () -					
9 保護者氏名					
10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入)					
電話 () -					

病 型		18 感染原因・感染経路・感染地域
1) デング熱 2) デング出血熱		①感染原因・感染経路 (確定・推定)
11 症 状	・発熱 ・2日以上続く発熱 ・頭痛 ・全身の筋肉痛 ・骨関節痛 ・発疹 ・血小板減少 ・100,000/㎥以下の血小板減少 ・白血球減少 ・出血 ・ショック ・ヘマトクリットの上昇(補液なしで、同性、同年代の正常値の20%以上の上昇) ・腫水 ・血清蛋白の低下 ・胸水 ・腫水 ・Tourniquetテスト陽性 ・その他 () ・なし ()	1 動物・蚊・昆虫等からの感染(動物・蚊・昆虫等の種類・状況:) 2 その他 ()
	12 診 断 方 法	②感染地域 (確定 ・ 推定) 1 日本国内 (都道府県 市区町村) 2 国外 (国 詳細地域)
・分離・測定による病原体の検出 検体: 血液・その他 () 血清型: () ・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体: 血液・その他 () 血清型: () ・血清での非構造蛋白(NS1)の検出 ・ペラ血清での血清IgM抗体の検出 結果: 抗体陽転 ・抗体価の有意上昇 ・ペラ血清での赤血球凝集阻防止抗体の検出 結果: 抗体陽転 ・抗体価の有意上昇 ・ペラ血清での中和抗体の検出 結果: 抗体陽転 ・抗体価の有意上昇 ・その他の方法 () 検体 () 結果 ()		19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
13 初診年月日 平成 年 月 日		
14 診断（検査(※)）年月日 平成 年 月 日		
15 感染したと推定される年月日 平成 年 月 日		
16 発病年月日(※) 平成 年 月 日		
17 死亡年月日(※) 平成 年 月 日		

(1、3、11、12、18欄は該当する番号等を○で囲み、4、5、13から17欄は年齢、年月日を記入すること。
(※)欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
11、12欄は、該当するものすべてを記載すること。)

この届出は診断後直ちに行ってください

別記様式 4－2 2～4－4 3 (略)

別記様式 5 (略)

別記様式 4－2 2～4－4 3 (略)

別記様式 5 (略)

(削除)

別記様式 6－1 中東呼吸器症候群（MERS）

別記様式 6－1

中東呼吸器症候群（MERS）発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日
医師の氏名 _____ 印 _____
(署名又は記名押印のこと)
従事する病院・診療所の名称 _____
上記病院・診療所の所在地(※) _____
電話番号(※) _____
(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検査）した者（死体）の類型					
・患者（確定例） ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体					
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢(※は月齢)	6 当該者職業	
	男・女	年 月 日	歳 (か月)		
7 当該者住所					
電話 () —					
8 当該者所在地					
電話 () —					
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入)				
	電話 () —				

11 症 状	・発熱 ・咳 ・咳以外の急性呼吸器症状 ・下痢 ・重篤な肺炎 ・多臓器不全 ・急性呼吸器症候群 ・その他 () ・なし	18 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路 (確定・推定) 1 飛沫・飛沫核感染 (感染源の種類・状況 :) 2 接触感染 (接触した人・物の種類・状況 :) 3 ヒトコブラクダその他の動物からの感染 (動物の種類・状況 :) 4 その他 () ②感染地域 (確定 ・ 推定) 1 日本国内 (都道府県 市区町村) 2 国外 (国 詳細地域)
	12 診 断 方 法 ・検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出 検体 (鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、喀痰、気道吸引液、肺洗浄液、剖検材料、その他 :) ・分離・同定による病原体の検出 検体 (鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、喀痰、気道吸引液、肺洗浄液、剖検材料、その他 :)	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
13 初診年月日	平成 年 月 日	
14 診断（検査）(※) 年月日	平成 年 月 日	
15 感染したと推定される年月日	平成 年 月 日	
16 発病年月日 (*)	平成 年 月 日	
17 死亡年月日 (※)	平成 年 月 日	

(1、3、11、12及び18欄においては該当する番号等を○で囲み、4、5及び13から17までの欄においては年齢又は年月日を記入すること。
(※)欄は、死亡者を検索した場合のみ記入すること。(*)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
11及び12欄においては、該当するもの全てを記載すること。)

この届出は診断後直ちに行ってください

(削除)

別記様式6－2 鳥インフルエンザ（H7N9）

別記様式6－2

鳥インフルエンザ（H7N9）発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日
医師の氏名 _____ 印 _____
(署名又は記名押印のこと)
従事する病院・診療所の名称 _____
上記病院・診療所の所在地(※) _____
電話番号(※) _____
(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検査）した者（死体）の類型					
・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体					
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢①(歳は月齢)	6 当該者職業	
	男・女	年 月 日	歳 (か月)		
7 当該者住所					
電話 () -					
8 当該者所在地					
電話 () -					
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入)				
	電話 () -				

11 症 状	・発熱 ・咳 ・咳以外の急性呼吸器症状 ・下痢 ・重篤な肺炎 ・多臓器不全 ・急性呼吸窮迫症候群 ・その他 () ・なし	18 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路 (確定・推定) 1 飛沫・飛沫核感染 (感染源の種類・状況:) 2 接触感染 (接触した人・物の種類・状況:) 3 鳥(鶏、あひる、鳩等)又はその他の動物からの感染 (鳥や動物の種類・状況:) 4 その他 () ②感染地域 (確定 ・ 推定) 1 日本国内 (都道府県 市区町村) 2 国外 (国 詳細地域)
	12 診断方法 ・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体 () H亜型: H7 N亜型: () ・分離・同定による病原体の検出 検体 () HN亜型: H7N9	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
13 初診年月日	平成 年 月 日	
14 診断（検査(※)）年月日	平成 年 月 日	
15 感染したと推定される年月日	平成 年 月 日	
16 発病年月日（*）	平成 年 月 日	
17 死亡年月日（※）	平成 年 月 日	

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。
(※) 欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。(*) 欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)

この届出は診断後直ちに行ってください

別記様式7 (略)

別記様式7 (略)

26保衛第3070号

平成27年1月26日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)

福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成27年1月9日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成27年政令第1号）」、平成27年1月21日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成27年厚生労働省令第8号）」について公布されたところです。

上記政令及び省令の施行に伴い、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について」（平成11年3月19日付け健医発0319第458号厚生省保健医療局長通知）の別添「感染症発生動向調査事業実施要領」の一部を改正し、平成27年1月21日から適用されることとなりました。

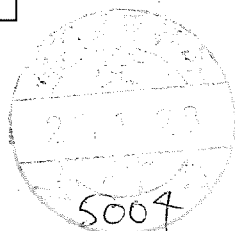
同要領の改正に伴い、福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱の一部を別添のとおり改正し、平成27年1月21日から適用することとしましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員及び関係医療機関に対して周知していただきますようお願いいたします。

保健医療介護部保健衛生課
感染症係（担当）中山

TEL：092-643-3268

FAX：092-643-3282



福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱	福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱
第 1 ～ 第 5 (略)	第 1 ～ 第 5 (略)
第 6 事業の実施	第 6 事業の実施
1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症	1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症
ア (略)	ア (略)
イ 保健所	イ 保健所
① 上記アの届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。	① 上記アの届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。
また、保健所は、当該患者（別表 1－2 の <u>5 4</u> を除く。）を診断した医師に対して、必要に応じて、病原体検査のための検体又は病原体情報の保健環境研究所への提供について、別記様式 1 の検査票を添付して依頼する。	また、保健所は、当該患者（別表 1－2 の <u>5 2</u> を除く。）を診断した医師に対して、必要に応じて、病原体検査のための検体又は病原体情報の保健環境研究所への提供について、別記様式 1 の検査票を添付して依頼する。
② (略)	② (略)
ウ～オ (略)	ウ～オ (略)

改正後	改正前
2 全数把握対象の五類感染症 (1) 調査単位及び実施方法 ア (略) イ 保健所 ① 上記アの届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。 また、保健所は、当該患者（別表１－３の<u>６４、６７、７１、７２、７４、７５及び７７</u>を除く。）を診断した医師に対して、必要に応じて、病原体検査のための検体又は病原体情報の保健環境研究所への提供について、別記様式１の検査票を添付して依頼するものとする。 ② (略) ウ～オ (略) 3 定点把握対象の五類感染症 (1) 対象とする感染症の状態 (略) (2) 定点の選定 ア 患者定点 定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握する	2 全数把握対象の五類感染症 (1) 調査単位及び実施方法 ア (略) イ 保健所 ① 上記アの届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。 また、保健所は、当該患者（別表１－３の<u>６２、６５、６９、７０、７２、７３及び７５</u>を除く。）を診断した医師に対して、必要に応じて、病原体検査のための検体又は病原体情報の保健環境研究所への提供について、別記様式１の検査票を添付して依頼するものとする。 ② (略) ウ～オ (略) 3 定点把握対象の五類感染症 (1) 対象とする感染症の状態 (略) (2) 定点の選定 ア 患者定点 定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、

改正後	改正前
ため、福岡県は次の点に留意し、県医師会の協力を得て、医療機関の中から患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ福岡県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。 ① 小児科定点 対象感染症のうち、別表１－４の<u>８５</u>から<u>９５</u>までに掲げるものについては、小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、インフルエンザ定点として協力するよう努めること。 ② インフルエンザ定点 対象感染症のうち、別表１－４の<u>９６</u>に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標ぼうする医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点及び後記⑤に定める基幹定点とする。 なお、基幹定点における届出基準は、入院患者に限定する。 ③ 眼科定点 対象感染症のうち、別表１－４の<u>９７</u>及び<u>９８</u>に掲げるものについては、眼科を標ぼうする医療機関（主として眼科医	福岡県は次の点に留意し、県医師会の協力を得て、医療機関の中から患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ福岡県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。 ① 小児科定点 対象感染症のうち、別表１－４の<u>８３</u>から<u>９３</u>までに掲げるものについては、小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、インフルエンザ定点として協力するよう努めること。 ② インフルエンザ定点 対象感染症のうち、別表１－４の<u>９４</u>に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標ぼうする医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点及び後記⑤に定める基幹定点とする。 なお、基幹定点における届出基準は、入院患者に限定する。 ③ 眼科定点 対象感染症のうち、別表１－４の<u>９５</u>及び<u>９６</u>に掲げるものについては、眼科を標ぼうする医療機関（主として眼科医療を提供

改正後	改正前
療を提供しているもの)を眼科定点として指定する。 ④ 性感染症定点 対象感染症のうち、別表１－４の<u>９９から１０２</u>までに掲げるものについては、産婦人科若しくは産科若しくは婦人科（産婦人科系）、性病科又は泌尿器科若しくは皮膚科若しくは皮膚泌尿器科（泌尿器科・皮膚科系）を標ぼうする医療機関（主として各々の標ぼう科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定する。 ⑤ 基幹定点 対象感染症のうち、別表１－４の<u>８８</u>のうち病原体がロタウイルスであるもの及び、<u>１０３から１０９</u>までに掲げるものについては、患者を３００人以上収容する施設を有する病院であって、内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を二次医療圏毎に１か所以上、基幹定点として指定する。 イ 病原体定点 病原体の分離等の検査情報を収集するため、福岡県は次の点に留意し、病原体定点を選定する。 ① 原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定する。 ② アの①により選定された患者定点の概ね 10%を小児科病原体定点として、別表１－４の<u>８６、８７、８８、９０、</u>	しているもの)を眼科定点として指定する。 ④ 性感染症定点 対象感染症のうち、別表１－４の<u>９７から１００</u>までに掲げるものについては、産婦人科若しくは産科若しくは婦人科（産婦人科系）、性病科又は泌尿器科若しくは皮膚科若しくは皮膚泌尿器科（泌尿器科・皮膚科系）を標ぼうする医療機関（主として各々の標ぼう科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定する。 ⑤ 基幹定点 対象感染症のうち、別表１－４の<u>８６</u>のうち病原体がロタウイルスであるもの及び、<u>１０１から１０７</u>までに掲げるものについては、患者を３００人以上収容する施設を有する病院であって、内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を二次医療圏毎に１か所以上、基幹定点として指定する。 イ 病原体定点 病原体の分離等の検査情報を収集するため、福岡県は次の点に留意し、病原体定点を選定する。 ① 原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定する。 ② アの①により選定された患者定点の概ね 10%を小児科病原体定点として、別表１－４の<u>８４、８５、８６、８８、９１、９２</u>

改正後	改正前
<u>93、94及び95</u>を対象感染症とする。 ③ アの②により選定された患者定点の概ね 10%をインフルエンザ病原体定点として、別表1-4の<u>96</u>を対象感染症とする。 ④ アの③により選定された患者定点の概ね 10%を眼科病原体定点として、別表1-4の<u>97及び98</u>を対象感染症とする。 ⑤ アの⑤により選定された患者定点を基幹病原体定点として、別表1-4の<u>88</u>のうち病原体がロタウイルスであるもの、<u>104及び107</u>を対象感染症とする。 (3)～(4) (略) 第7～第9 (略) 附 則 この実施要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則 この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。 附 則 この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。 附 則	<u>及び93</u>を対象感染症とする。 ③ アの②により選定された患者定点の概ね 10%をインフルエンザ病原体定点として、別表1-4の<u>94</u>を対象感染症とする。 ④ アの③により選定された患者定点の概ね 10%を眼科病原体定点として、別表1-4の<u>95及び96</u>を対象感染症とする。 ⑤ アの⑤により選定された患者定点を基幹病原体定点として、別表1-4の<u>86</u>のうち病原体がロタウイルスであるもの、<u>102及び105</u>を対象感染症とする。 (3)～(4) (略) 第7～第9 (略) 附 則 この実施要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則 この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。 附 則 この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。 附 則

改正後	改正前
この実施要綱の一部改正は、平成２５年４月１日から施行する。 附 則 この実施要綱の一部改正は、平成２５年５月６日から施行する。 附 則 この実施要綱の一部改正は、平成２５年１０月１４日から施行する。 附 則 この実施要綱の一部改正は、平成２６年４月２５日から施行する。 附 則 この実施要綱の一部改正は、平成２６年７月２６日から施行する。 附 則 この実施要綱の一部改正は、平成２６年９月１９日から施行する。 附 則 <u>この実施要綱の一部改正は、平成２７年１月２１日から施行する。</u>	この実施要綱の一部改正は、平成２５年４月１日から施行する。 附 則 この実施要綱の一部改正は、平成２５年５月６日から施行する。 附 則 この実施要綱の一部改正は、平成２５年１０月１４日から施行する。 附 則 この実施要綱の一部改正は、平成２６年４月２５日から施行する。 附 則 この実施要綱の一部改正は、平成２６年７月２６日から施行する。 附 則 この実施要綱の一部改正は、平成２６年９月１９日から施行する。

改正後

別表 1-1

別表1ー

感染症法に基づく感染症の分類

分類	疾患名	届出対象者					届出の種別・方法			
		患者	保健所 有者 者体	疑似 症患 者	の死 亡 者 体	の死 亡 疑 い 者 体	届出 種 別	定 点 種 別	の調 査 期 間 位	届 出 の 時 期
一 類 感 染 症	1 エボラ出血熱	○	○	○	○	○		—		
	2 クリミア・コンゴ出血熱	○	○	○	○	○		—		
	3 痘そう	○	○	○	○	○		—		
	4 南米出血熱	○	○	○	○	○	全数	—	随時	直ちに
	5 ベスト	○	○	○	○	○		—		
	6 マールブルグ病	○	○	○	○	○		—		
	7 ラッサ熱	○	○	○	○	○		—		
二 類 感 染 症	8 急性灰白髄炎	○	○	—	○	○		—		
	9 結核	○	○	○	○	○		—		
	10 ジフテリア	○	○	—	○	○		—		
	11 重症急性呼吸器症候群 ※1	○	○	○	○	○	全数	—	随時	直ちに
	12 虫媒呼吸器症候群 ※2	○	○	○	○	○		—		
	13 鳥インフルエンザ (H5N1)	○	○	○	○	○		—		
	14 鳥インフルエンザ (H7N9)	○	○	○	○	○		—		
三 類 感 染 症	15 コレラ	○	○	—	○	○		—		
	16 細菌性赤痢	○	○	—	○	○		—		
	17 腸管出血性大腸菌感染症	○	○	—	○	○	全数	—	随時	直ちに
	18 腸チフス	○	○	—	○	○		—		
	19 パラチフス	○	○	—	○	○		—		

※1 病原体が、新型コロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。

※2 病原体が、新型コロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。

改正前

別表 1-1

別表1-1

感染症法に基づく感染症の分類

分類		疾患名	届出対象者						届出の種別・方法			
			患者	保菌者 無症状 病原者	疑似 症患者	の死亡 死亡 患者	の死亡 死亡 患者	の死亡 死亡 患者	届出 種別	定点 種別	調査 期間 単位	届出の 時期
一類 感染症	1	エボラ出血熱	○	○	○	○	○	○	全数	—	随時	直ちに
	2	クリミア・コンゴ出血熱	○	○	○	○	○	○		—		
	3	痘そう	○	○	○	○	○	○		—		
	4	南米出血熱	○	○	○	○	○	○		—		
	5	ベスト	○	○	○	○	○	○		—		
	6	マールブルグ病	○	○	○	○	○	○		—		
	7	ラッサ熱	○	○	○	○	○	○		—		
二類 感染症	8	急性灰白髄炎	○	○	—	○	○	○	全数	—	随時	直ちに
	9	結核	○	○	○	○	○	○		—		
	10	ジフテリア	○	○	—	○	○	○		—		
	11	重症急性呼吸器症候群 ※1	○	○	○	○	○	○		—		
	12	鳥インフルエンザ（H5N1）	○	○	○	○	○	○		—		
三類 感染症	13	コレラ	○	○	—	○	○	○	全数	—	随時	直ちに
	14	細菌性赤痢	○	○	—	○	○	○		—		
	15	腸管出血性大腸菌感染症	○	○	—	○	○	○		—		
	16	腸チフス	○	○	—	○	○	○		—		
	17	パラチフス	○	○	—	○	○	○		—		

※1 病原体がコロナウイルス属のARSコロナウイルスであるものに限る。

改正後

別表 1-2

感染症に基づく感染症の分類										
分類	疾患名	届出対象者				届出の種類・方法				
		届出対象者	届出対象者	の死に 関する 届出	の死に 関する 届出	届出 の 種別	届出 の 方法	届出 の 時期	届出 の 場所	届出 の 時期
四 種 感 染 症	18 志願性	○	○	○	○					
	19 クエストナル熱 第2	○	○	○	○					
	20 A型肝炎	○	○	○	○					
	21 エキノコックス症	○	○	○	○					
	22 炭熱	○	○	○	○					
	23 オウム病	○	○	○	○					
	24 オムスク山熱	○	○	○	○					
	25 痘熱	○	○	○	○					
	26 キヤサスル症候群	○	○	○	○					
	27 痘熱	○	○	○	○					
	28 狂犬病	○	○	○	○					
	29 コランジオイデス症	○	○	○	○					
	30 サル痘	○	○	○	○					
	31 重症熱性血小板減少症候群 ※1	○	○	○	○					
	32 腎臓性出血熱	○	○	○	○					
	33 西部ウマ熱	○	○	○	○					
	34 ダニ媒介熱	○	○	○	○					
	35 痘熱	○	○	○	○					
	36 チタングニア熱	○	○	○	○					
	37 ツツガム病	○	○	○	○					
	38 デング熱	○	○	○	○					
	39 東部ウマ熱	○	○	○	○					
	40 奥インフルエンザ (H3N1, H7N9を除く。)	○	○	○	○					
	41 ニノウイルス感染症	○	○	○	○					
	42 日本紅熱	○	○	○	○					
	43 日本脳炎	○	○	○	○					
	44 ハンタウイルス症候群	○	○	○	○					
	45 Bウイルス病	○	○	○	○					
	46 鼻痘	○	○	○	○					
	47 ブルセラ症	○	○	○	○					
	48 ペネズエラウマ熱	○	○	○	○					
	49 ハンドラウイルス感染症	○	○	○	○					
	50 埃しんチアス	○	○	○	○					
	51 ボツリヌス症	○	○	○	○					
	52 マタリヤ	○	○	○	○					
	53 野矢病	○	○	○	○					
	54 ライム病	○	○	○	○					
	55 リッサウイルス感染症	○	○	○	○					
	56 リフトバレー熱	○	○	○	○					
	57 鼻熱	○	○	○	○					
	58 レジオネラ症	○	○	○	○					
	59 レプトスピラ症	○	○	○	○					
	60 ロッキー山紅熱	○	○	○	○					

※1 クエストナル熱を指す。
※2 痘熱はツツガム病、日本紅熱、日本脳炎、ハンタウイルス症候群、Bウイルス病、鼻痘、ブルセラ症、ペネズエラウマ熱、ハンドラウイルス感染症、埃しんチアス、ボツリヌス症、マタリヤ、野矢病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、鼻熱、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅熱。

改正前

別表 1-2

感染症に基づく感染症の分類										
分類	疾患名	届出対象者				届出の種類・方法				
		届出対象者	届出対象者	の死に 関する 届出	の死に 関する 届出	届出 の 種別	届出 の 方法	届出 の 時期	届出 の 場所	届出 の 時期
四 種 感 染 症	18 志願性	○	○	○	○					
	19 クエストナル熱 第2	○	○	○	○					
	20 A型肝炎	○	○	○	○					
	21 エキノコックス症	○	○	○	○					
	22 炭熱	○	○	○	○					
	23 オウム病	○	○	○	○					
	24 オムスク山熱	○	○	○	○					
	25 痘熱	○	○	○	○					
	26 キヤサスル症候群	○	○	○	○					
	27 痘熱	○	○	○	○					
	28 狂犬病	○	○	○	○					
	29 コランジオイデス症	○	○	○	○					
	30 サル痘	○	○	○	○					
	31 重症熱性血小板減少症候群 ※1	○	○	○	○					
	32 腎臓性出血熱	○	○	○	○					
	33 西部ウマ熱	○	○	○	○					
	34 ダニ媒介熱	○	○	○	○					
	35 痘熱	○	○	○	○					
	36 チタングニア熱	○	○	○	○					
	37 ツツガム病	○	○	○	○					
	38 デング熱	○	○	○	○					
	39 東部ウマ熱	○	○	○	○					
	40 奥インフルエンザ (H3N1, H7N9を除く。)	○	○	○	○					
	41 ニノウイルス感染症	○	○	○	○					
	42 日本紅熱	○	○	○	○					
	43 日本脳炎	○	○	○	○					
	44 ハンタウイルス症候群	○	○	○	○					
	45 Bウイルス病	○	○	○	○					
	46 鼻痘	○	○	○	○					
	47 ブルセラ症	○	○	○	○					
	48 ペネズエラウマ熱	○	○	○	○					
	49 ハンドラウイルス感染症	○	○	○	○					
	50 埃しんチアス	○	○	○	○					
	51 ボツリヌス症	○	○	○	○					
	52 マタリヤ	○	○	○	○					
	53 野矢病	○	○	○	○					
	54 ライム病	○	○	○	○					
	55 リッサウイルス感染症	○	○	○	○					
	56 リフトバレー熱	○	○	○	○					
	57 鼻熱	○	○	○	○					
	58 レジオネラ症	○	○	○	○					
	59 レプトスピラ症	○	○	○	○					
	60 ロッキー山紅熱	○	○	○	○					

※1 クエストナル熱を指す。
※2 痘熱はツツガム病、日本紅熱、日本脳炎、ハンタウイルス症候群、Bウイルス病、鼻痘、ブルセラ症、ペネズエラウマ熱、ハンドラウイルス感染症、埃しんチアス、ボツリヌス症、マタリヤ、野矢病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、鼻熱、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅熱。

改正後

別表 1-3

感染症法に基づく感染症の分類										別表 1-3
分類	疾患名	届出対象者					届出の種別・方法			
		患者	保無症 有者	保無症 有者	の死 亡	の死 亡	届出 種別	定 点	の調 査 期 間 位	届出 の 時 期
五類感染症（全数）	61 アメーバ赤痢	○	—	—	○	—	全数	—	随時	7日以内
	62 ウイルス性肝炎 ※5	○	—	—	○	—				
	63 カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	○	—	—	○	—				
	64 急性脳炎 ※5	○	—	—	○	—				
	65 クリプトスポリジウム症	○	—	—	○	—				
	66 クロイツフェルト・ヤコブ病	○	—	—	○	—				
	67 劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○	—	—	○	—				
	68 後天性免疫不全症候群	○	○	—	○	—				
	71 ジアルジア症	○	—	—	○	—				
	72 侵襲性インフルエンザ菌感染症	○	—	—	○	—				
	73 侵襲性髄膜炎菌感染症 ※7	○	—	—	○	—				
	74 侵襲性肺炎球菌感染症	○	—	—	○	—				
	75 水痘 ※5	○	—	—	○	—				
	76 先天性風しん症候群	○	—	—	○	—				
	77 梅毒	○	○	—	○	—				
	78 播種性クリプトコックス症	○	—	—	○	—				
	79 破傷風	○	—	—	○	—				
	80 パンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	—	—	○	—				
	81 パンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	—	—	○	—				
	82 風しん	○	—	—	○	—				
	83 麻しん ※7	○	—	—	○	—				
	84 薬剤耐性アシネトバクター感染症	○	—	—	○	—				

※5 B型肝炎及びA型肝炎を除く。
 ※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ペネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。
 ※7 当該疾患を診断した医師の届出については、診断後7日以内に行うこととされているが、迅速な行政対応の必要性があるため、可能な限り24時間以内に届出を行うことが求められている。
 ※8 患者が入院を要すると認められるものに限る。

改正前

別表 1-3

感染症法に基づく感染症の分類										別表 1-3
分類	疾患名	届出対象者					届出の種別・方法			
		患者	保無症 有者	保無症 有者	の死 亡	の死 亡	届出 種別	定 点	の調 査 期 間 位	届出 の 時 期
五類感染症（全数）	61 アメーバ赤痢	○	—	—	○	—	全数	—	随時	7日以内
	62 ウイルス性肝炎 ※4	○	—	—	○	—				
	63 カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	○	—	—	○	—				
	64 急性脳炎 ※5	○	—	—	○	—				
	65 クリプトスポリジウム症	○	—	—	○	—				
	66 クロイツフェルト・ヤコブ病	○	—	—	○	—				
	67 劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○	—	—	○	—				
	68 後天性免疫不全症候群	○	○	—	○	—				
	69 ジアルジア症	○	—	—	○	—				
	70 侵襲性インフルエンザ菌感染症	○	—	—	○	—				
	71 侵襲性髄膜炎菌感染症 ※6	○	—	—	○	—				
	72 侵襲性肺炎球菌感染症	○	—	—	○	—				
	73 水痘 ※7	○	—	—	○	—				
	74 先天性風しん症候群	○	—	—	○	—				
	75 梅毒	○	○	—	○	—				
	76 播種性クリプトコックス症	○	—	—	○	—				
	77 破傷風	○	—	—	○	—				
	78 パンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	—	—	○	—				
	79 パンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	—	—	○	—				
	80 風しん	○	—	—	○	—				
	81 麻しん ※6	○	—	—	○	—				
	82 薬剤耐性アシネトバクター感染症	○	—	—	○	—				

※4 B型肝炎及びA型肝炎を除く。
 ※5 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ペネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。
 ※6 当該疾患を診断した医師の届出については、診断後7日以内に行うこととされているが、迅速な行政対応の必要性があるため、可能な限り24時間以内に届出を行うことが求められている。
 ※7 患者が入院を要すると認められるものに限る。

改正後

別表 1-4

別表 1-4 感染症法に基づく感染症の分類											
分類	疾患名	届出対象者					届出の種類・方法				
		患者	医療従事者	死亡した者	死亡した者の関係者	死亡した者の関係者の関係者	届出の届出者	届出の届出先	届出の届出時期	届出の届出場所	届出の届出方法
五臓感染症（一定）	鼠疫ウイルス感染症	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	炭疽結核熱	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	人獣共通性レンサウイルス感染症	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	感染性胃腸炎	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	水痘	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	手足口病	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	伝染性紅斑	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	伝染性単核紅斑	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	百日咳	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	ヘルパンギーナ	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	流行性耳下腺炎	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	インフルエンザ（A型）	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	急性出血性結膜炎	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	流行性角結膜炎	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	性器クラミジア感染症	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	性器ヘルペスウイルス感染症	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	衣原体感染症	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	淋菌感染症	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	クラミジア肺炎（オウム病を除く。）	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	細菌性髄膜炎（A型）	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	マイコプラズマ肺炎	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
五臓感染症（一定）	無菌性髄膜炎	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
五臓感染症（一定）	薬剤耐性緑膿菌感染症	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	新型インフルエンザ（A型）	—	—	—	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
五臓感染症（一定）	再発性インフルエンザ	—	—	—	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	再発性インフルエンザ	—	—	—	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
五臓感染症（一定）	第1号病原体（A型）	—	—	—	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	第2号病原体（A型）	—	—	—	—	—	小児科 定点	—	—	—	—

注1 平成25年7月1日付「感染症法施行規則」改正により、ロタウイルスによる感染性胃腸炎を重症化点における届出対象疾患とす。なお、小児科定点に届出する感染性胃腸炎の届出についてはロタウイルスによるものと他の原因ウイルスによるものとを区別することなく行う。

注2 マイコプラズマ肺炎の新型インフルエンザ等感染症を除く。表の届出先における届出場所は、入院患者に限定する。

注3 インフルエンザウイルス、細菌性肺炎、肺炎球菌感染症として届け出た場合を除く。

注4 平成25年4月に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）は、平成25年4月1日以降、インフルエンザ（インフルエンザウイルス）として届け出。

注5 肺炎球菌感染症は、肺炎球菌感染症、肺炎球菌感染症又は五臓感染症の重症化点であることが明らかとなる場合を除く。

注6 肺炎球菌感染症は、肺炎球菌感染症、肺炎球菌感染症又は五臓感染症の重症化点であることが明らかとなる場合を除く。

改正前

別表 1-4

別表 1-4 感染症法に基づく感染症の分類											
分類	疾患名	届出対象者					届出の種類・方法				
		患者	医療従事者	死亡した者	死亡した者の関係者	死亡した者の関係者の関係者	届出の届出者	届出の届出先	届出の届出時期	届出の届出場所	届出の届出方法
五臓感染症（一定）	鼠疫ウイルス感染症	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	炭疽結核熱	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	A群溶血性レンサ球菌感染症	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	感染性胃腸炎	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	水痘	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	手足口病	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	伝染性紅斑	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	伝染性単核紅斑	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	百日咳	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	ヘルパンギーナ	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	流行性耳下腺炎	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	インフルエンザ（A型）	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	急性出血性結膜炎	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	流行性角結膜炎	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	性器クラミジア感染症	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	性器ヘルペスウイルス感染症	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	衣原体感染症	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	淋菌感染症	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	クラミジア肺炎（オウム病を除く。）	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	細菌性髄膜炎（A型）	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
五臓感染症（一定）	マイコプラズマ肺炎	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	無菌性髄膜炎	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
五臓感染症（一定）	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	薬剤耐性緑膿菌感染症	○	—	○	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
五臓感染症（一定）	新型インフルエンザ（A型）	—	—	—	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	再発性インフルエンザ	—	—	—	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
五臓感染症（一定）	第1号病原体（A型）	—	—	—	—	—	小児科 定点	—	—	—	—
	第2号病原体（A型）	—	—	—	—	—	小児科 定点	—	—	—	—

注1 平成25年7月1日付「感染症法施行規則」改正により、ロタウイルスによる感染性胃腸炎を重症化点における届出対象疾患とす。なお、小児科定点に届出する感染性胃腸炎の届出についてはロタウイルスによるものと他の原因ウイルスによるものとを区別することなく行う。

注2 マイコプラズマ肺炎の新型インフルエンザ等感染症を除く。表の届出先における届出場所は、入院患者に限定する。

注3 インフルエンザウイルス、細菌性肺炎、肺炎球菌感染症として届け出た場合を除く。

注4 平成25年4月に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）は、平成25年4月1日以降、インフルエンザ（インフルエンザウイルス）として届け出。

注5 肺炎球菌感染症は、肺炎球菌感染症、肺炎球菌感染症又は五臓感染症の重症化点であることが明らかとなる場合を除く。

注6 肺炎球菌感染症は、肺炎球菌感染症、肺炎球菌感染症又は五臓感染症の重症化点であることが明らかとなる場合を除く。

福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱

第1 趣旨及び目的

平成11年4月1日に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）に基づき、県内の患者発生状況、病原体検査情報等の感染症の発生情報を正確に把握・分析し、その情報を的確に県民や医療関係者へ提供・公開することにより、早期に感染症への注意を喚起し、適切な予防措置及び医療の提供等、有効かつ的確な感染症対策の確立に資することを目的とする。

第2 対象感染症

本事業の対象とする感染症は、別表1-1～別表1-4のとおりとする。

第3 実施主体

実施主体は、保健医療介護部保健衛生課（以下「県庁保健衛生課」という。）、保健福祉（環境）事務所（以下「保健所」という。）及び保健環境研究所とする。

第4 実施体制

1 基幹地方感染症情報センター

基幹地方感染症情報センターである福岡県感染症情報センターを、保健環境研究所内に設置し、福岡県内の全ての患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集・分析し、県庁保健衛生課に報告するとともに、これらを速やかに保健所、政令市並びに公益社団法人福岡県医師会（以下「県医師会」という。）等の関係機関に提供・公開する。

第5 指定届出機関

福岡県は、定点把握対象の五類感染症について、患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集するため、患者定点、疑似症定点及び病原体定点を県医師会の協力のもとあらかじめ選定する。

第6 事業の実施

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日付健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知、以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合は、該当する届出基準別記様式により、直ちに最寄りの保健所に届出を行なう。

また、保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依

頼を受けた場合にあっては、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て、別記様式1の検査票を添付の上、保健環境研究所に送付する。

イ 保健所

- ① 上記アの届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。

また、保健所は、当該患者（別表1-2の54を除く。）を診断した医師に対して、必要に応じて、病原体検査のための検体又は病原体情報の保健環境研究所への提供について、別記様式1の検査票を添付して依頼する。

- ② 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、必要に応じて市町村及び地区医師会等の関係機関に、発生状況等を提供し連携を図る。

ウ 保健環境研究所

- ① 保健環境研究所は、別記様式1の検査票に添付された検体または病原体情報が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果について、保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所及び県庁保健衛生課に送付する。併せて、感染症発生動向調査に必要な病原体情報をコンピュータ・オンラインシステムにより、中央感染症情報センターへ伝送する。

- ② 検査のうち保健環境研究所において、実施困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所へ依頼する。

- ③ 保健環境研究所は、患者が一類感染症と診断されている場合（疑いを含む。）、又は、県域を越えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。

エ 県庁保健衛生課

県庁保健衛生課は、それぞれの管内の患者情報について、保健所から情報の入力があり次第、登録情報の確認を行なう。

オ 福岡県感染症情報センター

基幹地方感染症情報センターである福岡県感染症情報センターは、福岡県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その情報を週報等として公表される全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。

2 全数把握対象の五類感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

五類感染症(全数)を届出基準に基づき診断した場合は、該当する届出基準別紙様式により、診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行なう。

また、保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合にあっては、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て別記様式1の検査票を添付の上、保健環境研究所に送付するものとする。

イ 保健所

- ① 上記アの届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。

また、保健所は、当該患者（別表１－３の６４、６７、７１、７２、７４、７５及び７７を除く。）を診断した医師に対して、必要に応じて、病原体検査のための検体又は病原体情報の保健環境研究所への提供について、別記様式１の検査票を添付して依頼するものとする。

- ② 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、必要に応じて市町村、地区医師会等の関係機関に、発生状況等を提供し連携を図る。

ウ 保健環境研究所

- ① 保健環境研究所は、別記様式１の検査票が添付された検体または病原体情報が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果について、別記様式１により保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所及び県庁保健衛生課に送付する。また、感染症発生動向調査に必要な病原体情報をコンピュータ・オンラインシステムにより、中央感染症情報センターへ伝送する。

- ② 検査のうち保健環境研究所において、実施困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所へ依頼する。

- ③ 保健環境研究所は、県域を越えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。

エ 県庁保健衛生課

県庁保健衛生課は、それぞれの管内の患者情報について、保健所から情報の入力があり次第、登録情報の確認を行なう。

オ 福岡県感染症情報センター

基幹地方感染症情報センターである福岡県感染症情報センターは、福岡県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。

３ 定点把握対象の五類感染症

（１）対象とする感染症の状態

定点把握の五類感染症について、国の定める届出基準を参考として、当該疾病の患者と診断される場合とする。

（２）定点の選定

ア 患者定点

定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、福岡県は次の点に留意し、県医師会の協力を得て、医療機関の中から患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ福岡県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

① 小児科定点

対象感染症のうち、別表１－４の８５から９５までに掲げるものについては、小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。この場合において、小児科定点として指定された医療機

関は、インフルエンザ定点として協力するよう努めること。

② インフルエンザ定点

対象感染症のうち、別表１－４の９６に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標ぼうする医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点及び後記⑤に定める基幹定点とする。

なお、基幹定点における届出基準は、入院患者に限定する。

③ 眼科定点

対象感染症のうち、別表１－４の９７及び９８に掲げるものについては、眼科を標ぼうする医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定する。

④ 性感染症定点

対象感染症のうち、別表１－４の９９から１０２までに掲げるものについては、産婦人科若しくは産科若しくは婦人科（産婦人科系）、性病科又は泌尿器科若しくは皮膚科若しくは皮膚泌尿器科（泌尿器科・皮膚科系）を標ぼうする医療機関（主として各々の標ぼう科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定する。

⑤ 基幹定点

対象感染症のうち、別表１－４の８８のうち病原体がロタウイルスであるもの及び、１０３から１０９までに掲げるものについては、患者を３００人以上収容する施設を有する病院であって、内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を二次医療圏毎に１か所以上、基幹定点として指定する。

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、福岡県は次の点に留意し、病原体定点を選定する。

- ① 原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定する。
- ② アの①により選定された患者定点の概ね 10% を小児科病原体定点として、別表 1－4 の 86、87、88、90、93、94 及び 95 を対象感染症とする。
- ③ アの②により選定された患者定点の概ね 10% をインフルエンザ病原体定点として、別表 1－4 の 96 を対象感染症とする。
- ④ アの③により選定された患者定点の概ね 10% を眼科病原体定点として、別表 1－4 の 97 及び 98 を対象感染症とする。
- ⑤ アの⑤により選定された患者定点を基幹病原体定点として、別表 1－4 の 88 のうち病原体がロタウイルスであるもの、104 及び 107 を対象感染症とする。

(3) 調査単位等

ア 調査単位の期間等は、別表 1 のとおりとする。

イ 病原体情報については、原則として結果がまとまり次第、報告することとする。

(4) 実施方法

ア 患者定点

- ① 患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時において、国の定める届出基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。
- ② 届出にあたっては法施行規則第7条に従い行うものとする。

イ 病原体定点

- ① 病原体定点として選定された医療機関は、別に定める福岡県感染症発生動向調査病原体検査指針により、微生物学的検査のために検体を採取する。
- ② 病原体定点で採取された検体は、別記様式1の検査票を添えて、速やかに保健環境研究所へ送付する。

ウ 保健所

- ① 対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報について、県庁保健衛生課及び福岡県感染症情報センターへ報告する。
- ② 保健所は、定点把握の対象の五類感染症の発生状況等を把握し、必要に応じて、市町村及び地区医師会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

エ 保健環境研究所

- ① 保健環境研究所は、別記様式1の検査票及び検体が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を病原体情報として病原体定点に通知するとともに、保健所及び県庁保健衛生課に送付する。併せて、感染症発生動向調査に必要な病原体情報をコンピュータ・オンラインシステムにより、中央感染症情報センターへ伝送する。
- ② 検査のうち、保健環境研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所に検査を依頼する。
- ③ 保健環境研究所は、県域を超えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。

オ 県庁保健衛生課

県庁保健衛生課は、それぞれの管内の患者情報について、登録情報の確認を行う。

カ 福岡県感染症情報センター

基幹地方感染症情報センターである福岡県感染症情報センターは、福岡県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その情報を週報等として公表される全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。

第7 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

1 対象とする疑似症の状態

各々の疑似症について、届出基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。

2 定点の選定

(1) 疑似症定点

疑似症定点は、定点種別により各号に掲げるとおりとする。

ア 第1号疑似症定点

小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標ぼうする医療機関（主として内科医療を提供しているもの）

イ 第2号疑似症定点

小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標ぼうする医療機関（主として内科医療を提供しているもの）又は皮膚科を標ぼうする医療機関（主として皮膚科医療を提供しているもの）

3 調査単位

調査単位の期間等は、別表1－4のとおりとする。

4 実施方法

（1）疑似症定点

ア 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時において、国の定める届出基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。

イ 届出にあたっては、原則として症候群サーベイランスシステムへの入力により実施することとし、法施行規則第7条に従い行なうものとする。

（2）保健所

ア 保健所は、疑似症定点における症候群サーベイランスシステムへの入力を実施することができない場合、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、症候群サーベイランスシステムに入力するものとする。また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報についても県庁保健衛生課及び福岡県感染症情報センターへ報告する。

イ 保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、必要に応じて、市町村、地区医師会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

（3）県庁保健衛生課

県庁保健衛生課は、それぞれの管内の疑似症情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

（4）福岡県感染症情報センター

基幹地方感染症情報センターである福岡県感染症情報センターは、福岡県内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、必要に応じて、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。

第8 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法

1 保健所

鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査を実施した保健所は、国の定める基準に従い、直ちに疑い症例調査支援システムに調査内容を入力するものとする。

なお、医療機関より提出される検体には、疑い症例調査支援システムが発行する検査依頼票を添付すること。

2 保健環境研究所

ア 保健環境研究所は、検体が送付された場合にあつては、当該検体を検査し、その内容を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。

イ 鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の結果を厚生労働省に報告する場合にあつては、法施行規則第9条第2項に従い、検体を国立感染症研究所に送付する。

第9 その他

1 上記の実施方法以外の部分について、必要に応じて、福岡県の実状に応じた追加を行い、地域における効果的・効率的な感染症発生動向調査体制を構築していくこととする。

2 本実施要綱に定める事項以外の内容については、必要に応じて保健医療介護部保健衛生課長が定めることとする。

附 則

この実施要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成26年4月25日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成26年7月26日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成26年9月19日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成27年1月21日から施行する。

感染症法に基づく感染症の分類

分類	疾患名	届出対象者					届出の種別・方法			
		患者	無症 保有者	疑似 症患者	の死 亡 体者	の死 亡 疑 い 体者	届 出 種 別	定 点 種 別	の調 査 期 間 位	届 出 の 時 期
一類感染症	1 エボラ出血熱	○	○	○	○	○	全数	—	随時	直ちに
	2 クリミア・コンゴ出血熱	○	○	○	○	○		—		
	3 痘そう	○	○	○	○	○		—		
	4 南米出血熱	○	○	○	○	○		—		
	5 ペスト	○	○	○	○	○		—		
	6 マールブルグ病	○	○	○	○	○		—		
	7 ラッサ熱	○	○	○	○	○		—		
二類感染症	8 急性灰白髄炎	○	○	—	○	○	全数	—	随時	直ちに
	9 結核	○	○	○	○	○		—		
	10 ジフテリア	○	○	—	○	○		—		
	11 重症急性呼吸器症候群 ※1	○	○	○	○	○		—		
	12 中東呼吸器症候群 ※2	○	○	○	○	○		—		
	13 鳥インフルエンザ (H5N1)	○	○	○	○	○		—		
	14 鳥インフルエンザ (H7N9)	○	○	○	○	○		—		
三類感染症	15 コレラ	○	○	—	○	○	全数	—	随時	直ちに
	16 細菌性赤痢	○	○	—	○	○		—		
	17 腸管出血性大腸菌感染症	○	○	—	○	○		—		
	18 腸チフス	○	○	—	○	○		—		
	19 パラチフス	○	○	—	○	○		—		

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。

感染症法に基づく感染症の分類

分類	疾患名	届出対象者					届出の種別・方法			
		患者	保無 症状 有病原 者体	疑 似 症 患 者	の死 亡 死 亡 体者	の死 亡 疑 い 体者	届 出 種 別	定 点 種 別	の調 査 期 間 位	届 出 の 時 期
四 類 感 染 症	20 E型肝炎	○	○	—	○	○	全数	—	随時	直ちに
	21 ウエストナイル熱 ※3	○	○	—	○	○				
	22 A型肝炎	○	○	—	○	○				
	23 エキノコックス症	○	○	—	○	○				
	24 黄熱	○	○	—	○	○				
	25 オウム病	○	○	—	○	○				
	26 オムスク出血熱	○	○	—	○	○				
	27 回帰熱	○	○	—	○	○				
	28 キャッサスル森林病	○	○	—	○	○				
	29 Q熱	○	○	—	○	○				
	30 狂犬病	○	○	—	○	○				
	31 コクシジオイデス症	○	○	—	○	○				
	32 サル痘	○	○	—	○	○				
	33 重症熱性血小板減少症候群 ※4	○	○	—	○	○				
	34 腎症候性出血熱	○	○	—	○	○				
	35 西部ウマ脳炎	○	○	—	○	○				
	36 ダニ媒介脳炎	○	○	—	○	○				
	37 炭疽	○	○	—	○	○				
	38 チクングニア熱	○	○	—	○	○				
	39 つつが虫病	○	○	—	○	○				
	40 デング熱	○	○	—	○	○				
	41 東部ウマ脳炎	○	○	—	○	○				
	42 鳥インフルエンザ（H5N1, H7N9を除く）	○	○	—	○	○				
	43 ニバウイルス感染症	○	○	—	○	○				
	44 日本紅斑熱	○	○	—	○	○				
	45 日本脳炎	○	○	—	○	○				
	46 ハンタウイルス症候群	○	○	—	○	○				
	47 Bウイルス病	○	○	—	○	○				
	48 鼻疽	○	○	—	○	○				
	49 ブルセラ症	○	○	—	○	○				
	50 ベネズエラウマ脳炎	○	○	—	○	○				
	51 ヘンドラウイルス感染症	○	○	—	○	○				
	52 発しんチフス	○	○	—	○	○				
	53 ボツリヌス症	○	○	—	○	○				
	54 マラリア	○	○	—	○	○				
	55 野兔病	○	○	—	○	○				
	56 ライム病	○	○	—	○	○				
	57 リッサウイルス感染症	○	○	—	○	○				
	58 リフトバレー熱	○	○	—	○	○				
	59 類鼻疽	○	○	—	○	○				
	60 レジオネラ症	○	○	—	○	○				
	61 レプトスピラ症	○	○	—	○	○				
	62 ロッキー山紅斑熱	○	○	—	○	○				

※3 ウエストナイル脳炎を含む。

※4 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。

感染症法に基づく感染症の分類

分類	疾患名	届出対象者					届出の種別・方法			
		患者	無症 保有者 病原体	疑似 症患者	の死 死亡 死者	の死 死亡 疑い 死者	届出 種別	定点 種別	の調 査期 間 単 位	届出 の 時期
五類感染症（全数）	63 アメーバ赤痢	○	—	—	○	—	全数	—	随時	7日以内
	64 ウイルス性肝炎 ※5	○	—	—	○	—				
	65 カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	○	—	—	○	—				
	66 急性脳炎 ※6	○	—	—	○	—				
	67 クリプトスポリジウム症	○	—	—	○	—				
	68 クロイツフェルト・ヤコブ病	○	—	—	○	—				
	69 劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○	—	—	○	—				
	70 後天性免疫不全症候群	○	○	—	○	—				
	71 ジアルジア症	○	—	—	○	—				
	72 侵襲性インフルエンザ菌感染症	○	—	—	○	—				
	73 侵襲性髄膜炎菌感染症 ※7	○	—	—	○	—				
	74 侵襲性肺炎球菌感染症	○	—	—	○	—				
	75 水痘 ※8	○	—	—	○	—				
	76 先天性風しん症候群	○	—	—	○	—				
	77 梅毒	○	○	—	○	—				
	78 播種性クリプトコックス症	○	—	—	○	—				
	79 破傷風	○	—	—	○	—				
	80 バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	—	—	○	—				
	81 バンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	—	—	○	—				
	82 風しん	○	—	—	○	—				
	83 麻疹 ※7	○	—	—	○	—				
	84 薬剤耐性アシネトバクター感染症	○	—	—	○	—				

※5 E型肝炎及びA型肝炎を除く。

※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。

※7 当該疾患を診断した医師の届出については、診断後7日以内に行うこととされているが、迅速な行政対応の必要性があるため、可能な限り24時間以内に届出を行うことが求められている。

※8 患者が入院を要すると認められるものに限る。

感染症法に基づく感染症の分類

分類	疾患名	届出対象者					届出の種別・方法			
		患者	保無 症 状 有 病 原 者 体	疑 似 症 患 者	の死 亡 死 亡 体 者	の死 亡 死 疑 い 体 者	届 出 種 別	定 点 種 別	の調 査 期 間 単 位	届 出 の 時 期
五類感染症（定点）	85 RSウイルス感染症	○	—	—	○	—	定点	小児科 定点	週単位 (月曜～日曜)	翌週月曜
	86 咽頭結膜熱	○	—	—	○	—		小児科 定点		
	87 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	○	—	—	○	—		小児科 定点		
	88 感染性胃腸炎	○	—	—	○	—		小児科 定点		
	89 水痘	○	—	—	○	—		小児科 定点		
	90 手足口病	○	—	—	○	—		小児科 定点		
	91 伝染性紅斑	○	—	—	○	—		小児科 定点		
	92 突発性発しん	○	—	—	○	—		小児科 定点		
	93 百日咳	○	—	—	○	—		小児科 定点		
	94 ヘルパンギーナ	○	—	—	○	—		小児科 定点		
	95 流行性耳下腺炎	○	—	—	○	—		小児科 定点		
	96 インフルエンザ ※10	○	—	—	○	—		小児科 定点	週単位 (月曜～日曜)	翌週月曜
	97 急性出血性結膜炎	○	—	—	○	—		眼科 定点	週単位 (月曜～日曜)	翌週月曜
	98 流行性角結膜炎	○	—	—	○	—		眼科 定点	週単位 (月曜～日曜)	翌週月曜
	99 性器クラミジア感染症	○	—	—	○	—		性感染症 定点	月単位	翌月初日
	100 性器ヘルペスウイルス感染症	○	—	—	○	—		性感染症 定点	月単位	翌月初日
	101 尖圭コンジローマ	○	—	—	○	—		性感染症 定点	月単位	翌月初日
	102 淋菌感染症	○	—	—	○	—		性感染症 定点	月単位	翌月初日
	103 クラミジア肺炎（オウム病を除く。）	○	—	—	○	—		性感染症 定点	月単位	翌月初日
	104 細菌性髄膜炎 ※11	○	—	—	○	—		性感染症 定点	月単位	翌月初日
	105 ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	○	—	—	○	—		性感染症 定点	月単位	翌月初日
	106 マイコプラズマ肺炎	○	—	—	○	—		性感染症 定点	月単位	翌月初日
	107 無菌性髄膜炎	○	—	—	○	—		性感染症 定点	月単位	翌月初日
	108 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	—	—	○	—		性感染症 定点	月単位	翌月初日
	109 薬剤耐性緑膿菌感染症	○	—	—	○	—		性感染症 定点	月単位	翌月初日
エン ゼ ン ザ 等 感 染 症	110 新型インフルエンザ ※12	—	—	—	—	—	全数	—	随時	直ちに
	111 再興型インフルエンザ	—	—	—	—	—		—		
疑 似 症	112 第1号疑似症 ※13、※14 摂氏38℃以上の発熱及び呼吸器症状	—	—	—	—	—	定点	疑似 症	随時	直ちに
	113 第2号疑似症 ※14 発熱及び発しん又は水痘	—	—	—	—	—		疑似 症		
指定感染症	該当なし ※15	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※9 平成25年10月14日感染症法施行規則改正する省令により、ロタウイルスによる感染性胃腸炎を基幹定点における届出対象疾病とする。なお、小児科定点による感染性胃腸炎の届出についてはロタウイルスによるものと他の原因ウイルス等によるものを区別することなく行う。

※10 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。基幹定点における届出基準は、入院患者に限定する。

※11 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。

※12 平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）は、平成23年4月1日以降、インフルエンザ（インフルエンザ(H1N1)2009）として取り扱う。

※13 明らかな外傷又は気質的疾患に起因するものを除く。

※14 当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。

※15 平成27年1月21日現在、政令に基づく指定感染症に該当する疾病はない。

健感発 0121 第2号
平成 27 年 1 月 21 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）

中東呼吸器症候群（MER S）及び鳥インフルエンザ A（H 7 N 9）の
二類感染症への追加後の対応について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成27年政令第1号）の一部が本日から施行され、鳥インフルエンザ（H七N九）を指定感染症として定める等の政令（平成25年政令第129号）及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成26年政令第256号）が本日をもって廃止されることとなったところです。

ただし、MER S又は鳥インフルエンザ A（H 7 N 9）に感染した疑いのある患者が発生した場合における標準的な対応においては変更ございません。MER Sについては別添1のとおり、鳥インフルエンザ A（H 7 N 9）については別添3のとおり、それぞれ標準的な対応フロー図を再度お送りしますので、業務の実施に当たって御活用ください。あわせて、当面、MER Sに感染した疑いのある患者について地方衛生研究所において診断検査を実施する場合又は鳥インフルエンザ A（H 7 N 9）の疑いのある患者を診察した場合においては、それぞれ別添2又は別添4の様式を参考に、結核感染症課まで情報提供をお願いします。

なお、「中国における鳥インフルエンザ A（H 7 N 9）の国内検査体制について（情報提供）」（平成25年4月15日付厚生労働省健康局結核感染症課長事務連絡）及び「中東呼吸器症候群（MERS）の指定感染症への指定後の対応について」（平成26年7月25日付け健感発第0725第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）は、本日をもって廃止します。

資料

別添1：中東呼吸器症候群（MER S）疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー

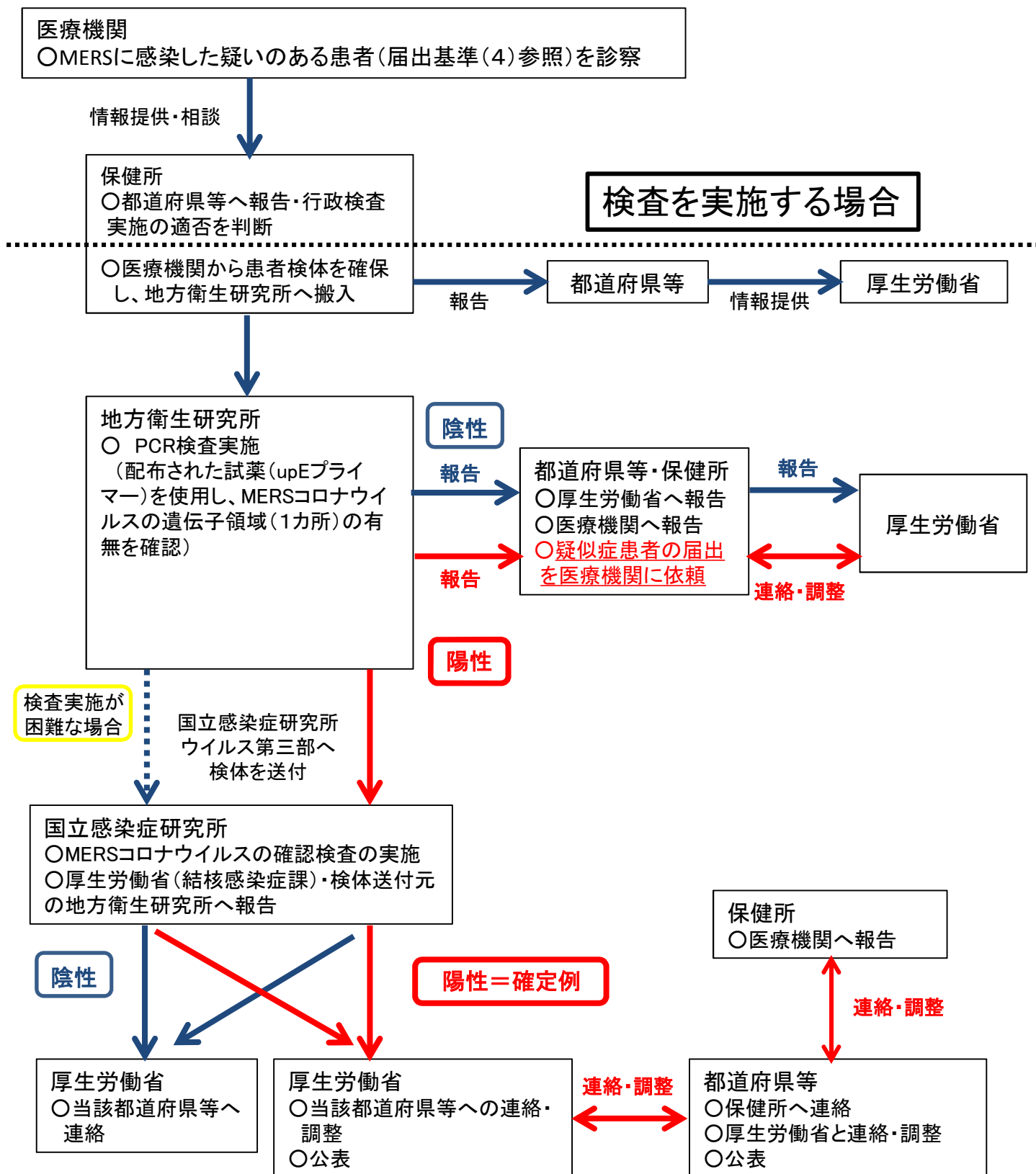
別添2：情報提供の際に使用する参考様式（中東呼吸器症候群（MER S）疑い患者について）

別添3：鳥インフルエンザ A（H 7 N 9）疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー

別添4：情報提供の際に使用する参考様式（鳥インフルエンザ（H 7 N 9）について）

中東呼吸器症候群(MERS)疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー (別添1)

平成27年1月21日現在



平成27年〇月〇日

厚生労働省健康局結核感染症課 宛て

〇〇県〇〇部〇〇課

中東呼吸器症候群（MERS）疑い患者について

下記のとおり中東呼吸器症候群（MERS）に感染した疑いのある患者について、これから〇〇研究所において検査を実施するため、その旨情報提供します。

記

平成27年〇月〇日(〇)〇〇保健所管内〇〇病院から連絡

<患者について（任意）>

〇〇市（区・町）在住

性別：〇性

年齢：〇歳

職業：

基礎疾患：

<患者の履歴（分かる限りで）>

H27.〇.〇～〇.〇.（〇〇に滞在）

現地での行動歴（病院の訪問歴、動物との接触歴等）：

H27.〇.〇～（帰国 or 日本入国）

H27.〇.〇～（症状・発症日）

入院日（救急搬送日）：H27年〇月〇日

<現在の症状等（分かる限りで）>

現在の症状（分かる限り細かく）：

治療状況（分かる限り細かく）：

他に疑われる感染症等の検査結果：

<MERS 診断検査>

検査実施機関：

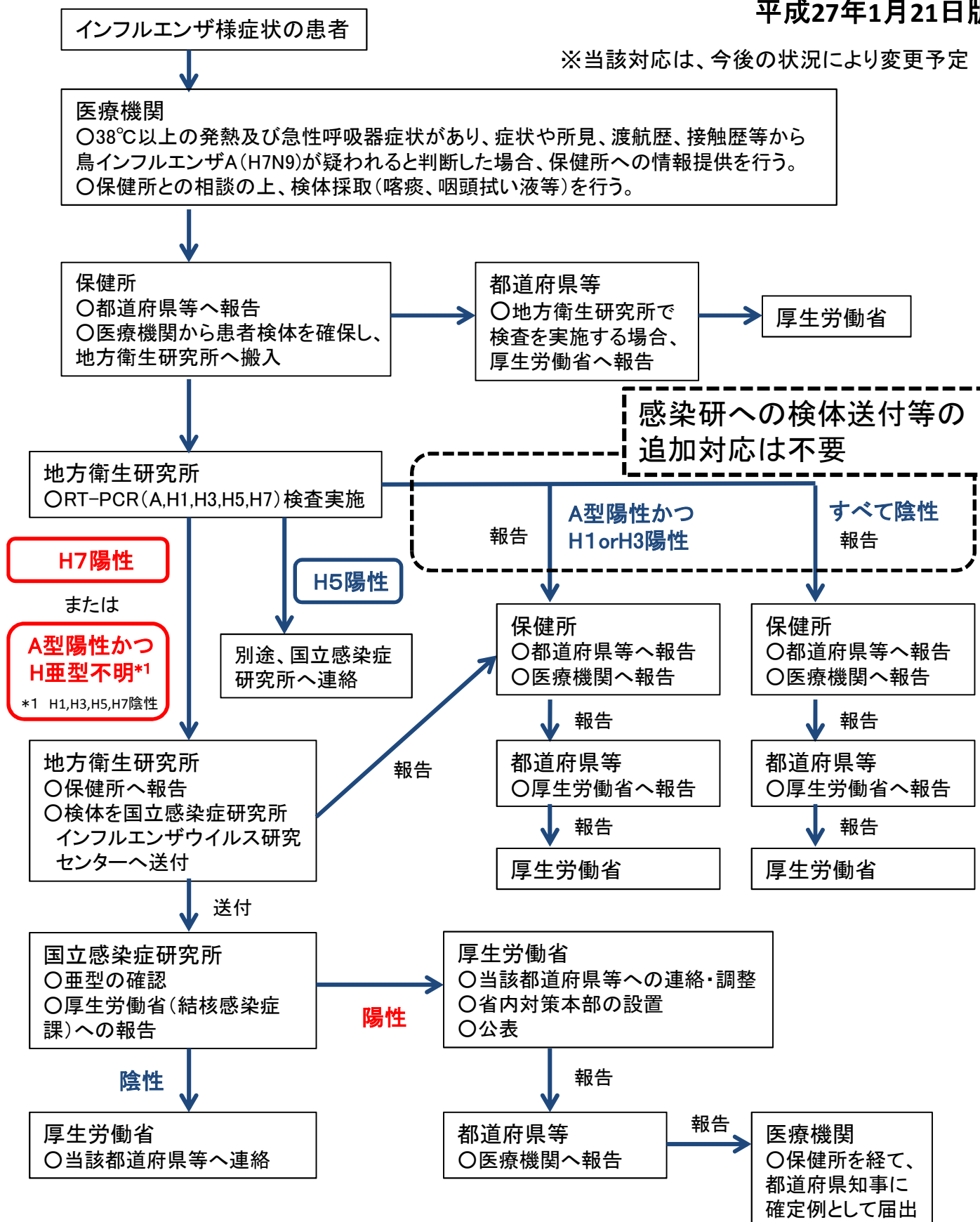
検体の種類：

検査結果判明予定時刻：

鳥インフルエンザA(H7N9)疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー(※)

平成27年1月21日版

※当該対応は、今後の状況により変更予定



平成27年〇月〇日

厚生労働省健康局結核感染症課 御中

〇〇県〇〇部〇〇課

鳥インフルエンザ (H7N9) 疑い患者について

標記について、下記のとおり鳥インフルエンザ (H7N9) に係る情報提供がありました。

記

平成27年〇月〇日(〇)〇〇保健所管内〇〇病院から連絡

<患者について(任意)>

〇〇市(区・町) 在住

性別：〇性

年齢：〇歳

職業：

基礎疾患：

中国渡航歴(有の場合は地域及び期間)：

鳥等との接触状況：

鳥インフルエンザ(H7N9)「疑似症患者」及び「患者(確定例)」との接触：

<症状の経過(分かる限りで)>

H27.〇.〇～(帰国 or 日本入国)

H27.〇.〇～(症状・発症日)

入院日(救急搬送日)：H27年〇月〇日

<現在の症状等(分かる限りで)>

現在の症状(分かる限り細かく)：

治療状況(分かる限り細かく)：

検体の有無(有の場合は種類、無の場合は今後の採取の可否)：

インフルエンザ簡易キット結果(〇/〇)：A(〇or×)、B(〇or×)、(H1N1)2009(〇or×)

他に疑われる感染症等の検査結果：

<追加検査>

インフルエンザ検査(PCR)：

A(〇or×)、H1(〇or×)、H3(〇or×)、H5(〇or×)、H7(〇or×)、B(〇or×)

→PCRでA(〇)かつH1(×)、H3(×)、H5(×)、H7(〇or×)であれば、感染研へ検査依頼。